

# 官報

號外

大正十五年三月二十三日 火曜日

內閣印刷局

## 第五十一回衆議院議事速記録第二十四號

大正十五年三月二十二日(月曜日)午後一時三十五分開議

議事日程 第三十三號

大正十五年三月二十二日

午後一時間議

- 第一 獸醫師法案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三 民事訴訟費用法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第四 民事訴訟用印紙法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第五 商事非訟事件印紙法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第六 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第七 民事訴訟手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第八 競賣法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第九 民法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第十 破産法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第十一 明治三十二年法律第五十號中改正法律案(外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第十二 刑事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第十三 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十四 産業組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十六 大正十三年法律第十號中改正法律案(高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會
- 第十七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十八 大正十三年度第一豫備金支出ノ件  
大正十三年度特別會計第一豫備金支出ノ件  
大正十四年度第二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第二十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第三十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第四十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第五十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第六十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第七十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第八十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十一豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十二豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十三豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十四豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十五豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十六豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十七豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十八豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第九十九豫備金支出ノ件  
大正十四年度特別會計第一百豫備金支出ノ件
- 第十九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第二十 労働爭議調停法案(政府提出) 第一讀會
- 第二十一 治安警察法中改正法律案(委員長報告) 第一讀會
- 第二十二 都市計畫法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十三 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十四 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十五 衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十六 北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十七 土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二十八 移住組合法案(樋口秀雄君外七名提出) 第一讀會
- 第二十九 漁業法中改正法律案(谷原公君外二名提出) 第一讀會
- 第三十 漁業財團抵當法中改正法律案(中村嘉壽君提出) 第一讀會
- 第三十一 民事訴訟法中改正法律案(谷原公君外一名提出) 第一讀會
- 第三十二 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(望月圭介君外二名提出) 第一讀會
- 第三十三 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(林田龜太郎君外一名提出) 第一讀會
- 第三十四 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(東武君外二名提出) 第一讀會
- 第三十五 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(廣瀨德藏君外二名提出) 第一讀會
- 第三十六 治安警察法中改正法律案(清瀨一郎君外一名提出) 第一讀會
- 第三十七 治安警察法中改正法律案(安藤正純君外三名提出) 第一讀會
- 第三十八 治安警察法中改正法律案(田中善立君外一名提出) 第一讀會
- 第三十九 大阪市ニ關スル法律案(廣瀨德藏君外十一名提出) 第一讀會
- 第四十 神戸市ニ關スル法律案(砂田重政君外三名提出) 第一讀會
- 第四十一 名古屋市ニ關スル法律案(田中善立君外一名提出) 第一讀會
- 第四十二 京都市ニ關スル法律案(森田茂君外六名提出) 第一讀會
- 第四十三 橫濱市ニ關スル法律案(平沼亮三君外二名提出) 第一讀會
- 第四十四 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出) 第一讀會
- 第四十五 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(福井甚三君外四名提出) 第一讀會
- 第四十六 古社寺保存法中改正法律案(田中万逸君外四名提出) 第一讀會
- 第四十七 會計検査院法中改正法律案(武藤山治君外一名提出) 第一讀會
- 第四十八 牧野法案(八田宗吉君提出) 第一讀會
- 第四十九 造林助成法案(東武君外十名提出) 第一讀會
- 第五十 違警罪即決例中改正法律案(横山勝太郎君提出) 第一讀會
- 第五十一 違警罪即決例廢止法律案(原夫次郎外三名提出) 第一讀會
- 第五十二 家祿引直處分法案(隅田豐吉君外五名提出) 第一讀會
- 第五十三 家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案(福田五郎君外七名提出) 第一讀會
- 第五十四 北海道拓殖銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會
- 第五十五 日本勸業銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會
- 第五十六 農工銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會

第五十七 煙草專賣法中改正法律案 第一讀會

(森恪君外九名提出)

第五十八 著作權法中改正法律案(内

々崎作三郎君外三名提出) 第一讀會

第五十九 特別都市計畫法中改正法律

案(岡直彦君外八名提出) 第一讀會

第六十 借家法中改正法律案(横山勝

太郎君外一名提出) 第一讀會

第六十一 北海道農地特別處理法案

(丸山浪彌君外六名提出) 第一讀會

第六十二 産業組合中央金庫法中改正

法律案(由谷義治君外五名提出) 第一讀會

第六十三 果物罐詰原料砂糖戻稅法案

(中村嘉壽君外十一名提出) 第一讀會

第六十四 大正十二年法律第三十三號

中改正法律案(工場法中改正ノ件)

(清瀬一郎君提出) 第一讀會

○副議長(小泉又次郎君) 諸般ノ報告ヲセ

シメマス

(書記官朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

發行權法案

提出者 增田 義一君 河野 正義君

山根 儀重君 永田新之允君

加藤 知正君 星島 二郎君

上原 好雄君

岡崎市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議

案 提出者 近藤重三郎君

岡崎大井岡崎多治見間鐵道建設ニ關ス

ル建議案 提出者 近藤重三郎君

都市計畫特別稅制ニ關スル建議案

提出者 折原巳一郎君 砂田 重政君

沼田嘉一郎君 廣瀬 德藏君

森田 茂君 吉津 度君

煙草收納標本ニ關スル建議案

提出者 岡本實太郎君 平川松太郎君

高橋元四郎君 菅村 太事君

民間飛行競技會開設ニ關スル建議案

提出者 清水留三郎君 神谷 彌平君

佐々木春作君 本多貞次郎君

中山 貞雄君

利根川及荒川改修工事速成ニ關スル建議

案 提出者 神谷 彌平君 松本 眞平君

小島 善作君 山口 政二君

警備品等ノ輸入稅ニ關スル法律中改正ニ

關スル建議案 提出者 井坂 豐光君 沼田嘉一郎君

馬場 義興君

七尾港改修ニ關スル建議案

提出者 佐藤 實君 青山 憲三君

室木彌次郎君

市町村長及市町村吏員ノ優遇ニ關スル建

議案 提出者 高山 長幸君 河上 哲太君

佐々木長治君 高橋熊次郎君

平小名濱間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 比佐 昌平君 大島 要三君

菅村 太事君 紺野九右衛門君

中野 寅吉君 金澤安之助君

佐藤富十郎君

飛騨縱貫鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 牧野 良三君

中津川下呂間鐵道敷設速成ニ關スル建議

案 提出者 北海道薄荷生産保護ニ關スル建議案

提出者 松實喜代大君 岡田伊太郎君

東 武君 黒住 成章君

岩國日原間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 永田新之允君 長岡 外史君

(以上三月二十日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ

如シ

醫學博士濫造ニ關スル質問主意書

提出者 山田 道兄君

製鐵所經營ニ關スル質問主意書

提出者 千葉 三郎君

(以上三月二十日提出)

一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員石塚三郎君提出齒科醫師法中

第四條ノ二ニ關スル質問ニ對スル答辯書

(以上三月二十一日受領)

齒科醫師法中第四條ノ二ニ關スル質問

主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十五年三月十一日

提出者 石塚 三郎

齒科醫師法中第四條ノ二ニ關スル質問

主意書

第五十回議會ニ於テ齒科醫師法中改正法

律案審議ノ際其ノ第四條ノ二ニ付テ三月

二十日衆議院ニ於テ本員ヨリ「貴族院ニ

於ケル修正案ハ衆議院ノ本文ト其趣旨ニ

於キマシテハ更ニ異ナル所ガ無イト信ジ

マス隨テ政府ハ命令ヲ規定セラル、ニ當

リマシテ其精神ニ基ク必要ナル條項ヲ具

備セラレントヲ望ムノデアリマス念ノ

爲ニ政府當局ノ御意嚮ヲ伺フテ置キタイ

ノデアリマス」ト質問シタルニ對シ政府

委員片岡直温氏ハ「貴族院ノ修正ハ如何

ニモ本案ノ精神ト變々トコトハ無イノデ

アルト信ジテ居リマス且ツ修正セラレ

マシタ所ノ命令ニ依リテ規定致シマスル

場合ニ於テ本案ノ精神ニ基キテ規定ヲ致

シマスル積リデアリマス」ト答辯セラレ

タリ然ルニ一箇年ヲ經タル今日尙此ノ命

令ニ依ル規定ノ制定公布ヲ見サルハ如何

ナル理由ナリヤ

此ノ命令ニ依ル規定ノ公布ハ齒科醫事衛

生上極メテ重要ナル關係ヲ有スルモノナ

ルカ故ニ政府ニ對シ左ノ質問ヲ爲スモノ

ナリ

一 該命令ニ依ル規定ハ何時頃公布セラ

ルルヤ

二 該命令ニ依ル規定ニハ政府委員ノ答

辯ヲ如何ナル條文ヲ以テ之ヲ具體化セ

ラルル考ナリヤ

右及質問候也

大正十五年三月二十二日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

衆議院議長 粕谷義三

衆議院議員 石塚三郎君提出齒科醫師法中

第四條ノ二ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯

書差進候

(別紙)

内務省衆衛第一號

衆議院議員 石塚三郎君提出齒科醫師法

中第四條ノ二ニ關スル質問ニ對スル答

辯書

一、目下起案中ニシテ公布ノ時期ハ未定

ニ、命令ハ前述ノ如ク目下起案中ニ屬シ

其ノ條文ハ未タ確定セス

右及答辯候也

大正十五年三月二十二日

内務大臣 若槻禮次郎

一 今二十二日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係

ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒

ヲ受領セリ

對支文化事業特別會計法中改正法律案

(政府提出)

明治三十八年法律第十七號中改正法律案

(政府提出)

東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債

發行ニ關スル法律案(政府提出)

商事調停法案(政府提出)

大正十四年法律第三十五號中改正法律案

(政府提出)

輸出生絲検査法案(政府提出)

郵便年金法案(政府提出)

郵便年金特別會計法案(政府提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一 本月二十日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル

常任委員左ノ如シ

第一部選出

請願委員 富永孝太郎君

第二部選出

豫算委員 吉原 義雄君

一月二十日日常任委員補選結果左ノ如シ

第七部選出

豫算委員 清瀨 一郎君 (田崎信藏君 補闕)

一月二十日理事補選結果左ノ如シ 議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調査ノ件 (關直彦君提出)委員

理事 土屋清三郎君 (理事湯淺凡平君 昨十九日辭任ニ付其ノ補闕)

一月二十日製鐵業獎勵法改正法律案外二件委員小野義一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ青山憲三君ヲ、土地貸賃價格調査法案委員岡田温君辭任ニ付其ノ補闕トシテ松山兼三郎君ヲ、都市計畫法中改正法律案外一件委員村上國吉君吉津茂君辭任ニ付其ノ補闕トシテ作間耕逸君安藤正純君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

一月二十日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

- 王公族ノ權義ニ關スル法律案委員 西 英太郎君 吉田 磯吉君
- 建部 遜吾君 井上 孝哉君
- 中村 龜君 山崎達之輔君
- 松田 源治君 牧山 耕藏君
- 長岡 外史君
- 河野 正義君 建部 遜吾君
- 神田 正雄君 内ヶ崎作三郎君
- 工藤 鐵男君 山根 儀重君
- 斯波 貞吉君 木村政次郎君
- 安藤 正純君 加藤 知正君
- 星島 二郎君 秋田 清君
- 松岡 俊三君 寺田 市正君
- 原 夫次郎君 清水 長郷君
- 上原 好雄君 増田 義一君

○副議長(小泉又次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、製鐵業獎勵法改正法律案、並ニ同ジク政府提出、製鐵所特別會計法案ヲ特ニ上程、一括シテ議題トナシ、當該委員長ノ報告ヲ求

メ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕贊成ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、製鐵業獎勵法改正法律案製鐵所特別會計法案、兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長加藤政之助君

〔加藤政之助君登壇〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ニ御尋シマスガ、二案デアリマシタカ

○作間耕逸君 只今上程サレマシタ議題ノ中ニ、特ニ政府提出大正九年法律第五十三號中改正法律案、此第一讀會ノ續ヲモ併セテ議題トセラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 只今ノ作間君ノ追加ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通リニ決シマス

製鐵業獎勵法改正法律案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 製鐵業獎勵法改正法律案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也 大正十五年三月二十二日 製鐵業獎勵法改正 正法律案委員長 加藤政之助

ノ場合ハ每一適金五圓ト爲スコト 右希望ス

製鐵所特別會計法案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 製鐵所特別會計法案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也 大正十五年三月二十二日 製鐵所特別會計法案委員長 加藤政之助

衆議院議長粕谷義三殿 加藤政之助

大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也 大正十五年三月二十二日 大正九年法律第五十三號中改正法律案委員長 加藤政之助

衆議院議長粕谷義三殿 加藤政之助

○加藤政之助君 只今ノ日程變更ニ依リマシテ本會ノ問題トナリマシタ製鐵業獎勵法案外二件ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ダマス、此委員會ハ前後三回開キマシテ、今日午前ニ於テ終了ヲ告ゲマシタノデアリマス、政府ガ本案ヲ提出サレタ趣旨ハ、製鐵事業ハ基礎工業ナル、國家ノ存立ニ關係ノアル問題ナル、故ニ是ハ自給自足ヲ圖ラネバナラヌガ、歐羅巴ノ戰爭當時ニ於テハ、此事業ハ稍、發達ノ緒ニ就イタケレドモ、爾來列國競爭ノ爲ニ我國ノ發達シカケタ製鐵事業ガ、將ニ衰運ニ向ハントシテ居ル、故ニ之ヲ何等カノ方法ヲ以テ獎勵振作シテ、鐵ノ自給自足ヲ圖ルノ必要ガアル、併シ此獎勵ニハ列國ノ歴史ニ鑑ミレバ、或ハ關稅ヲ以テ此事業ヲ獎勵シ、若クハ助

成法ヲ以テ獎勵シタト云フ先例ガアルガ、併シ我ガ日本現時ノ狀況ニ於テハ、關稅ヲ以テ獎勵スルト云フコトハ適當ト考ヘナイ、寧ロ今回政府ガ提議セラレタガ如キ獎勵ヲ以テ、此事業ヲ發達セシメテ、鐵ノ自給自足ヲ圖ルノガ宜シイコトデアアル、斯ウ云フ趣旨ヲ以テ本案ガ當該會議ニ政府ヨリ提出セラレマシタ次第デアリマス、ソコデ其保護ノ内容ハ如何ナルモノデアアルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ本案提出ノ趣意ハ「ズク」カラ「スチール」、即チ銑鐵カラ鋼鐵マデ繼續的ニ此事業ヲ經營スルト云フ工場ノ生産物ニ對シテハ、一應ニ付テ六圓ヲ補給スル、ソレカラ銑鐵ダケヲ造テ、サウシテ之ヲ鋼材ニ提供スルト云フモノニ對シテハ五圓ヲ補助スル、其殘リノ銑鐵ニ對シテハ三圓ヲ補助スルト云フ内容ノ答辯デアッタノデアリマス、ソコデ委員會間ニ於テハ、第一ニ此事業ヲ獎勵スルニ付テ心配シナケレバナラヌハ鐵ノ原料デアアル、我國ハ鐵ノ原料ガ極メテ乏シイ、之ニ對シテ政府ハ現在如何ナル見込ヲ持テ居ルカト云フコトデアリマシタ、此質問ニ對シテハ、内地ニ現在出ル所ノ鐵鑛石ハ極メテ少イ、併ナガラ朝鮮、支那、揚子江沿岸、滿洲其他ニ於テ鐵鑛石ガ供給サレツ、アル、殊ニ朝鮮及我内地ニハマダ未發掘ノ鐵山モアルノデアアル、殊ニ砂鐵ガ全問題トナシテ居ル、之ヲ十分研究シテ其效ヲ奏スルナラバ、我國ニ於テモ鐵ノ原料ニ乏シクナイト云フコトヲ考ヘル、故ニ此原料ニ付テハ滿洲ニ付テモ、「コークス」ニ付テモ、先ヅサソミ心配ニナラヌト考ヘル、斯ウ云フ答辯デアッタノデアリマス、次ハ滿洲ニ於テ日本溪湖、鞍山站、是ハ我國ノ勢力範圍ニ於テ日本人ガ製鐵ノ業ヲ營ンデ居ル、之ニ對シテハ如何ナル處置ヲ政府ハ執ル積デアアルカ、斯ウ云フ質問ガアッタノデアリマスガ、此質問ニ對シテハ、政府ハ相當ノ考慮ヲ加ヘテ此事業ヲ獎勵振作スル積デアアルト云フ答デアリマシタ、次ニ質問ノアリマシタノハ此法案ニ依レバ三萬五千噸以上、一日ニ付テ百噸、此設備ノアル工場ニ付テ政府ハ補助シヤウ

ト云フノデアアルガ、ソレダケニ達シナイ一  
万越以上ノ設備アル工場デ、今日現ニ休  
シテ居ルモノガアル、之ニ對シテハ政府ハ  
此三万五千越以上ト云フ制限ヲ解イテ、同  
様ニ補給スル考ハナイカト云フ質問デアリ  
マシカ、之ニ對シテ政府ノ當局者ハ、是  
ハ所謂大量生産デナケレバ經濟ガ引合ハナ  
イノデアアル、副産物モ十分ニ取リナイノ  
アル、燃料モ餘計ニ要ルノデアアル、故ニ  
左様ナ小工場ハ經濟的ニ行カナイ、殊ニ銑  
鐵カラ鋼鐵マデ繼續的ニ之ヲ製造スルト云フ  
目的ニ副フコトハ出来ナイカラ、此三万五  
千越以上ト云フ制限ヲ解ク譯ニハ行カナ  
イ、左様ナ小工場ニハ同様ノ補助ヲ與ヘル  
ト云フコトハ出来ナイト云フ、斯ウ云フノ  
ガ政府ノ答辯デアッタノデアアリマラス、  
ソコデ結局今日午前ニ於キマシテ、此三案  
ニ對スル討論ヲ致シテ採決ヲ致シタル所、  
此製鐵事業獎勵案及特別會計法、之ニ對シ  
テハ不滿ノ點ガ隨分アル、併ナカラ時日切迫  
シテ居ル今日、之ヲ完全ニ修正スルノ邊ガナ  
イカラ、十分デアアルガ第二善、第三善ノ策  
ヲ取リテ之ヲ贊成スルト云フコトガ委員全會  
一致ノ意見デアアリマシテ、此三案共全會一  
致ヲ以テ可決セラレタノデアアリマラス、ソレ  
デ其所ニ修正デアアリマセヌガ、希望ガ二  
ツ附イテ居ルノデアアリマラス、其希望ハドウ  
云フコトデアアルカト申シマスト云フト、只  
今讀上ゲマスト二件デアアリマラス、第一ハ「滿  
洲ニ於ケル製鐵事業ハ我が製鐵事業ニ重要  
ナル關係アルヲ以テ政府ハ本法法律案提出ノ  
主旨ニ鑑ミ是等ノ製鐵事業ニ對シ速ニ適當  
ノ助成方法ヲ實行スルコトニ」、第八條ニ  
依リ交付スル獎勵金ハ銑鋼一貫作業ノ場合  
ハ每一噸金六圓其ノ他ノ場合ハ每一噸五圓  
ト爲スコト、右希望ス。斯ウ云フ希望條件  
デアアリマシカ、此希望條件ニ對スル政府ノ  
答辯ハ、政府トシテハ滿洲ニ於ケル製鐵事  
業ハ我が製鐵事業ニ重要ナル關係ヲ有スル  
コトデアリマスカラ、十分考慮シマシテ御  
希望ニ副フヤウ努力致シマセウ、斯ウ云フ  
ノガ第一ニ對スル答デアリマラス、第二ニ對  
シマシテハ、政府勅令ノ内容ハ彙ニ申上ゲ

タガ如ク六圓、五圓、三圓ニ區別スルコト  
ヲ適當ト信ジテ居リマスカラ、三圓ヲ廢シ  
テ五圓ニスルト云フコトハ、遺憾ナガラ考  
慮ノ餘地ハアリマセヌ、併シ未問題ハ申ス  
迄モナク、關稅ニ重大ノ關係ヲ有スルコト  
デアリマスカラ、關稅常設委員ガ設ケテレ  
マシカ曉ハ、總務ヲ圖リ、適當ノ處置ヲ講  
ズルノ機會ガアルト存ジマラス、故ニ其時ハ  
十分考慮致シマス、斯ウ云フコトデアアリ  
マシカ、斯様ナ答辯デアッテ、委員會ハ矢張全  
會一致ヲ以テ此二ツノ希望ヲ可決シタノデ  
アリマラス、以上ガ未問題ニ付テノ委員會ノ  
經過及結果デアリマラス、此段御報告ニ及ビ  
マス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 是ヨリ討論ニ入  
リマス(武藤山治君登壇)

○武藤山治君 公私只今委員長ヨリ御報告  
ニナリマシカ製鐵業獎勵改正法律案及其特  
別會計法案ニ對シマシテ、反對ノ意見ヲ述  
ベル者デアアリマラス、第一ニ私ガ茲ニ皆様ノ  
御考慮ヲ仰ガントスルノハ、此法律案ノ中  
ニ於キマシテ、從來ノ特別會計ヲ獨立會計  
ニ移サル、此特別會計法案ガ實ニ重大  
ナル意義ヲ含シテ居ルト云フ點デアアリ  
マラス、此法律案ガ先般議場ニ提案セラレタ  
時ニ、濱口藏相ハ此特別會計ヲ獨立會計ノ其  
相違ニ付キマシテ、無難作ニ御答ニナツタ  
ノデアアリマラス、併ナガラ特別會計ヲ獨立會  
計ニ移スト云フコトハ、憲法ノ精神ニ違反  
スルノミナラズ、會計組織ノ根本義ニ反對  
スルモノデアリマラス、元來濱口藏相ハ會計  
組織ナルモノ、其一アツテニナキモノタル  
コトヲ、御認メニナツテ居ラヌヤウデアリ  
マス、之ヲ民間ノ銀行會社ニ於ケル場合ニ  
付テ御説明ヲ申上ゲマストレバ、民間ノ銀行  
會社ニ於キマシテ、如何ナル計算デモ總勘  
定元帳ニ關聯シナイモノハ、一ツモナイノ  
デアアリマラス、若シ民間ニ於ケル銀行會社ノ  
重役ガ、總勘定元帳ニ關聯シナイ獨立ノ帳  
簿ヲ以テマシテ、之ニ依リテ勝手ニ出納ヲ  
致シマストナラバ、是ハ商法ニ依リマシテ  
株主ヨリ訴ヘラレタル時ハ、直ニ背任罪ニ

問ハレルノデアアリマラス、然ルニ今回政府ヨ  
リ御提出ニナリマシカ、此製鐵所ノ特別會  
計法ヲ獨立會計ニ移サレルト云フコトハ、  
民間ニ於テハ商法ニ依リテ背任罪ニ問ハレ  
ルコトヲ、政府自ら爲サルノデアアリマラス、故  
ニ此問題ハ實ニ我ガ憲法ノ上ニ於テ、會計  
組織ノ上ニ於テ重大ナル意義ヲ含シテ居ル  
モノデアアリマラス、我國ノ會計組織ニ於テ、  
特別會計ノ數ハ非常ニ多イト云フコトニ付  
テ私ハ敢テ之ヲ非難スル者デアアリマセヌ、  
併ナガラ特別會計ナルモノアリマセヌ、  
ニ移シテ、一般會計、即チ民間ノ銀行會社又  
ハ商店ノ總勘定元帳ト全ク關聯ヲシナイ、  
トハ、私ハ濱口藏相ガ從來吾々ガ敬意ヲ表  
シテ居ラタ所ヲ將ニ失ハレントスルモノノ  
デアリマラス、我國ニ於ケル特別會計ノ中ニ於  
テ、從來獨立會計ニ移サレタモノハ唯、一  
ツアリマラス、ソレハ即チ鐵道ノ會計デアリ  
マス、鐵道ノ會計ヲ獨立會計ニ移サレタ爲  
ニ、鐵道會計ナルモノハ紊亂シ、是ガ黨勢  
擴張ノ具ニ供セラレ、近クハ是ガ爲ニ鐵道  
大臣ガ苦メラレル迄ニ至リタノハ、此鐵道會  
計ナルモノヲ特別會計ヨリ獨立會計ニ移  
シ、民間ナラバ背任罪ニ問ハレルヤウナ會  
計組織ヲ執ラレタガ爲デアリマラス、然ルニ  
現内閣ニ於テ行政財政ヲ整理マスト、綱紀  
ヲ肅正スルト唱ヘテ居リナガラ、此鐵道會計  
ヲ、獨立會計ヨリ特別會計ニ引直スコトス  
ラモ敢テセズシテ、更ニ製鐵所ノ特別  
會計ヲ又獨立會計ニ之ヲ移サル、ガ如キ態  
度ヲ執レルニ至リテハ、吾々ガ現内閣ニ向  
テ拂フ尊敬ヲ失ハザルヲ得マセヌ、本日濱  
口藏相ガ御出席ニナリナイノハ御病氣ノ爲  
デアリマスカ、私ハ藏相ノ御意見ヲ伺ヘヌコ  
トヲ遺憾ニ存スル者デアアリマラス、實ニ此特  
別會計ヲ廢シテ、一般會計ト全ク關聯シナ  
イ所ノ獨立會計ヲ設ケラレルト云フコト  
ハ、是ヨリ會計ノ紊亂ガ始マルモノデアアル  
ノミナラズ、會計ノ一アツテニナキ根本義  
ヲ紊ルモノノ、實ニ重要ナル、私ハ由々シ  
イ大問題ト思フノデアアリマラス、先程濱口藏  
相ノ御答ニナツタ所ニ依リマスト云フト、一

般會計トノ連鎖ハ從前ノ如クナラヌヤウニナ  
ルケレドモ、元來會計ノ整理トク、或ハ紊亂  
ト云フコトハ、決シテ其會計ガ獨立會計デア  
ル上云フ故デアナイ、一ニ之ヲ扱フ所ノ人ニ  
存スルト説明サレタノデアアリマラス、實ニ財政ノ  
局ニ當ラレル所ノ、大藏大臣ノ、斯ノ如キ御  
辯明ハ甚ダ驚カザルヲ得マセヌ、世ノ中ニ  
於テ、何事モ人ニアラズト云フコトハ申スマ  
デモアリマセヌ、併ナガラ如何ニ善良ナル  
人ガ其局ニ當リテモ、其會計組織ガ其根本義  
ヲ誤マルトキハ極メテ危險ナルモノガアリ  
マス、且ツ秩序アル會計組織ノ極メテ重大  
ナル所以ハ、何人ガ其局ニ當リテモ必要デ  
アリマラス、會計組織ハ如何ナルモノデモ構ハ  
ヌ、一般會計ニ關聯セヌ、獨立會計ヲ拵ヘ  
テモ其人サヘ宜シケレバ宜イト云フヤウナ  
答辯ヲ與ヘラレルト云フコトハ、實ニ奇怪  
千萬ナル御答辯デアルト思フノデアアリマ  
ス、故ニ私ハ諸君ニ十分ニ此特別會計ヲ獨  
立會計ニ移スコトノ許サズキモノデアナイコ  
トヲ御考慮ヲ仰ギタイノデアアリマラス、若シ諸  
君ガ輕々シク斯ノ如キ法案ヲ御通過ニナリ  
マストナラバ、最早民間ニ於ケル銀行會社、  
商法ニ依リテ政府ノ一般會計ト均シイ總勘  
定元帳ニ關係ノ無イヤウナ獨立ノ帳簿ヲ重  
役ガ拵ヘテモ、之ヲ罪ニ問フト云フコトハ  
出来ヌト云フコトニナリマラス、民間ニ於テ  
罪ニ問ハル、コトヲ、政治ノ局ニ當リテ居ル  
者ハ之ヲ爲シテ宜イト云フノ理由ハナイノ  
デアアリマラス、此點ハ吾々立法ノ府ニ在ル者  
ハ最も注意シナケレバナラヌ點デアアリマ  
ス、故ニ私ハドウカ皆様ガ此特別會計法案  
ヲ獨立會計ニ移サレルト云フ新ナル政府提  
案ノ製鐵所ノ特別會計法案ハ、其名ハ特別  
ト云フ字ガ使テデアリマスカレモ、是ハ即チ  
特別會計デナクシテ、全ク一般會計ニ關聯  
シナイ、民間デ申サバ總勘定元帳ニ全ク關  
係ノ無イ、下世話デ申セバ女房ガ總勘定  
ヲ持ツト云フノト同ジデアアリマラス、一家  
デ主人ガ家計簿ニ載セナイ臍線勘定ヲスル  
コトヲ女房ニ許スト同一ノ法律案デアリマ  
ス、之ヲ許セバ臺所ノ勘定ハ是ヨリ紊亂ス  
ルト云フコトヲ敢テ皆様ニ申上ゲタイノデ

○副議長(小泉又次郎君) 是ヨリ討論ニ入  
リマス(武藤山治君登壇)

○武藤山治君 公私只今委員長ヨリ御報告  
ニナリマシカ製鐵業獎勵改正法律案及其特  
別會計法案ニ對シマシテ、反對ノ意見ヲ述  
ベル者デアアリマラス、第一ニ私ガ茲ニ皆様ノ  
御考慮ヲ仰ガントスルノハ、此法律案ノ中  
ニ於キマシテ、從來ノ特別會計ヲ獨立會計  
ニ移サル、此特別會計法案ガ實ニ重大  
ナル意義ヲ含シテ居ルト云フ點デアアリ  
マラス、此法律案ガ先般議場ニ提案セラレタ  
時ニ、濱口藏相ハ此特別會計ヲ獨立會計ノ其  
相違ニ付キマシテ、無難作ニ御答ニナツタ  
ノデアアリマラス、併ナガラ特別會計ヲ獨立會  
計ニ移スト云フコトハ、憲法ノ精神ニ違反  
スルノミナラズ、會計組織ノ根本義ニ反對  
スルモノデアリマラス、元來濱口藏相ハ會計  
組織ナルモノ、其一アツテニナキモノタル  
コトヲ、御認メニナツテ居ラヌヤウデアリ  
マス、之ヲ民間ノ銀行會社ニ於ケル場合ニ  
付テ御説明ヲ申上ゲマストレバ、民間ノ銀行  
會社ニ於キマシテ、如何ナル計算デモ總勘  
定元帳ニ關聯シナイモノハ、一ツモナイノ  
デアアリマラス、若シ民間ニ於ケル銀行會社ノ  
重役ガ、總勘定元帳ニ關聯シナイ獨立ノ帳  
簿ヲ以テマシテ、之ニ依リテ勝手ニ出納ヲ  
致シマストナラバ、是ハ商法ニ依リマシテ  
株主ヨリ訴ヘラレタル時ハ、直ニ背任罪ニ

問ハレルノデアアリマラス、然ルニ今回政府ヨ  
リ御提出ニナリマシカ、此製鐵所ノ特別會  
計法ヲ獨立會計ニ移サレルト云フコトハ、  
民間ニ於テハ商法ニ依リテ背任罪ニ問ハレ  
ルコトヲ、政府自ら爲サルノデアアリマラス、故  
ニ此問題ハ實ニ我ガ憲法ノ上ニ於テ、會計  
組織ノ上ニ於テ重大ナル意義ヲ含シテ居ル  
モノデアアリマラス、我國ノ會計組織ニ於テ、  
特別會計ノ數ハ非常ニ多イト云フコトニ付  
テ私ハ敢テ之ヲ非難スル者デアアリマセヌ、  
併ナガラ特別會計ナルモノアリマセヌ、  
ニ移シテ、一般會計、即チ民間ノ銀行會社又  
ハ商店ノ總勘定元帳ト全ク關聯ヲシナイ、  
トハ、私ハ濱口藏相ガ從來吾々ガ敬意ヲ表  
シテ居ラタ所ヲ將ニ失ハレントスルモノノ  
デアリマラス、我國ニ於ケル特別會計ノ中ニ於  
テ、從來獨立會計ニ移サレタモノハ唯、一  
ツアリマラス、ソレハ即チ鐵道ノ會計デアリ  
マス、鐵道ノ會計ヲ獨立會計ニ移サレタ爲  
ニ、鐵道會計ナルモノハ紊亂シ、是ガ黨勢  
擴張ノ具ニ供セラレ、近クハ是ガ爲ニ鐵道  
大臣ガ苦メラレル迄ニ至リタノハ、此鐵道會  
計ナルモノヲ特別會計ヨリ獨立會計ニ移  
シ、民間ナラバ背任罪ニ問ハレルヤウナ會  
計組織ヲ執ラレタガ爲デアリマラス、然ルニ  
現内閣ニ於テ行政財政ヲ整理マスト、綱紀  
ヲ肅正スルト唱ヘテ居リナガラ、此鐵道會計  
ヲ、獨立會計ヨリ特別會計ニ引直スコトス  
ラモ敢テセズシテ、更ニ製鐵所ノ特別  
會計ヲ又獨立會計ニ之ヲ移サル、ガ如キ態  
度ヲ執レルニ至リテハ、吾々ガ現内閣ニ向  
テ拂フ尊敬ヲ失ハザルヲ得マセヌ、本日濱  
口藏相ガ御出席ニナリナイノハ御病氣ノ爲  
デアリマスカ、私ハ藏相ノ御意見ヲ伺ヘヌコ  
トヲ遺憾ニ存スル者デアアリマラス、實ニ此特  
別會計ヲ廢シテ、一般會計ト全ク關聯シナ  
イ所ノ獨立會計ヲ設ケラレルト云フコト  
ハ、是ヨリ會計ノ紊亂ガ始マルモノデアアル  
ノミナラズ、會計ノ一アツテニナキ根本義  
ヲ紊ルモノノ、實ニ重要ナル、私ハ由々シ  
イ大問題ト思フノデアアリマラス、先程濱口藏  
相ノ御答ニナツタ所ニ依リマスト云フト、一

アリマス、次ニ私が反對スルノハ此製鐵業  
獎勵改正法律案アリマス、一體日本ノ製  
鐵業ヲ保護スル其理由トシテ、政府ノ常ニ  
唱ヘラレル所ハ、製鐵業ハ基本工業アル、  
斯ウ云フ點ニ在リマス、基本工業ト云フノ  
ハ一體ドウ云フコトデアリマスカ、基本工  
業ト云フコトハ、日本ノ國ニ於テ獎勵スレ  
バ十分有利ニ發達シ得ルモノニシテ初メテ  
基本工業ト云フコトガ出來マス、米ガ如何  
ニ吾々ノ日常食糧品デアラカト云フテ、岩  
ノ上ニ耕シテ米ヲ作ラウト云フヤウナ業ニ  
上ニ是ヨリ不利ハナイコトハ申スマデモア  
リマセヌ、日本ノ製鐵業ハ恰モ米ヲ岩ノ上  
ニ耕シテ作ラウト云フ仕事デアッテ、日本  
ノヤウナ國ニ有利ニ製鐵業ナルモノガ發達  
シ得ルモノデアリマス、故ニ斯  
ノ如キ不經濟ナル此製鐵業ヲ基本工業デア  
ルト云ウテ、濫ニ之ヲ保護獎勵セラレルト  
云フコトハ、過テ是ヨリ甚シキハナイト思  
フノデアリマス、殊ニ私が諸君ニ申上ダタ  
イノハ商工大臣ノ御説明ニ依リマス、日  
本ノ今日ノ製鐵業ハ保護スル必要ハナイト  
云フコトヲ仰シヤテ居ルト同一ト思フノ  
デス、先頃當議場デ片岡商工大臣ガ御答ニ  
ナリマス中ニ、枝光製鐵所ト云フモノハ  
非常ニ儲カテ居ル、大變儲カテ今日マデ  
ノ金利ノ計算ヲシナイナラバ、既ニ資本金  
ダケ全部儲ケテシマッテ只ニナッテ居ル、尙  
ホ其上千四百萬圓ノ金ヲ持テ居ル、斯  
ウ云フコトヲ仰シヤテ居ルデアリマス、然ラ  
バ何ガ故ニ製鐵業ヲ保護シナケレバナラヌ  
カ、是ハ即チ民間ニ於ケル所ノ製鐵業者ガ  
戰爭ノ好景氣ノ時ニ、濫ニ製鐵業ヲ起シテ  
今日困難ヲシテ居ルガ爲ニ、之ヲ獎勵シヤ  
ウト云フノデアリマス、如何ナル事業デモ  
困難シナイ事業ハアリマセヌ、困難シテ居  
ルカラ國家ガ助ケテ居ルバナラヌ、斯ウ云  
フ事デアリマシタナラバ、國家ハ到底其費  
用ニ堪ヘヌデアリマス、今日ノ製鐵業ナ  
ルモノハ、私ハ到底日本ハ有利ニハ發達  
シ得ヌト考ヘマスケレドモ、現ニ商工大臣  
ノ仰シヤル通り、枝光製鐵所ト云フモノハ

戰時中ニ非常ニ儲ケテ、資本金ハ只ニナ  
テ、尙ホ千四百萬圓モ金ガ餘リテ居ルト  
スレバ、民間ノ製鐵業者モ今日困難シテ居  
ルガ、十分ニ整理ヲシ、經營ニ努メテ居  
タナラバ、今後十數年ノ間ニハ枝光製鐵所  
ト同ジヤウニ、或ハ資本金ガ只ニナラヌマ  
デモ、相當ノ利益ヲ得ル時ガ來ルト思フ  
ノデス、現ニ大阪ニ於ケル一製鐵會社ハ、  
十分其整理ヲ遂ゲ、資本金ヲ切下ダ、今日  
一割ノ配當ヲシテ居ル、唯、今日ノ大製鐵  
業者バカリガ濫ニ政府ノ保護救済ヲ望  
ム、今日マデソレノミカヲ入レテ、サウ  
シテ資本金モ切下ゲナイ、少シモ整理ニ努  
メナイ、經營ニ努力シナイ、而シテ基本工  
業デアルト云フヤウナ理由ナキ主張ノ下  
ニ、吾々國民ノ懐ヨリ納メル所ノ租稅ノ中  
ヨリ獎勵金ヲ受ケヤウトスルヤウナ、サウ  
云フ人ノ手ニ依ッテ假ニ此製鐵業ガ有利  
ニ發達シ得ルモノトシテモ、此事業ノ發達  
ヲ望ムコトハ出來ヌト思フノデアリマス、  
故ニ今日吾々ガ是等ノ製鐵業者ニ與ヘル所  
ノ救済ハ、彼等ヲシテ極度ニ苦シマシメヨ、  
彼等ヲシテ白ラ整理セシメヨ、而シテ初メ  
テ此事業ト云フモノハ完成スルモノデア  
ル、如何ナル事業ト雖モ困難セズシテ成功  
シタ事業ハ、世界ノ經濟ニ於テ一ツモナ  
イノデアリマス、然ルニ今日ノ日本ノ製鐵  
業者ノ主張ヲ聞キマス、自ら整理セズマ  
シテ國家ノ保護救済ヲ求メテ居ルノデア  
リマス、而シテ是等ノ製鐵業ニ關係セル一  
部ノ大資本家ノ戰時好景氣ノ時ニ製鐵業ヲ起  
シタ、製鐵會社ヲ起シタ時ノ言ヒ分ハドウ  
アツカ、吾々ハ國家ノ爲メ眼前ニ利益ノ無  
イ仕事モヤラナケレバナラナイ、所謂奉公  
ノ精神ヲ以テ此製鐵業ヲ起スト云フ言ヒ、斯  
ル事業ナルガ故ニ政府ニ獎勵保護ヲ求メテ  
現行法ガ行ハレ、ソレト保護獎勵ヲ受ケ  
タ故ニ、今日アルハ固ヨリ覺悟デナケレバ  
ナラヌ、然ルニ資本金ヲ切下ゲモセズ、一  
ツモ整理ヲ爲サズシテ、基本工業デアルト  
云フヤウナ名ニ纏ッテ、サウシテ此國家ノ救  
済ヲ仰ガフ、保護獎勵ヲ受ケヤウトスルト  
云フヤウナ心デハ、到底私ハ斯ウ云フ心得

ノ人ニ依ッテ製鐵業ガ發達スルモノデナ  
イト思フノデアリマス、唯、一ツノ問題ハ  
日本國內ニ製鐵業ノ發達ガ必要デアルトシ  
テ、常ニ政治家ガ迷フノハ、詰リ是ハ軍事  
ニ關係シテ居ル、鐵ガナケレバ戰時ノトキ  
困ルデハナイカト云フヤウナ考ガラデア  
リマス、併ナガラ私ハ此處ニ明細ナル統計ヲ  
持テ居リマセヌケレドモ、今日マデ此製  
鐵業ヲ吾々ガ獎勵シタ所ノ多クノ金額、今  
後此獎勵法ニ依ッテ與フル所ノ金額、今  
外國ヨリ毎年陸海軍省ガ鐵ヲ買ッテ、公園ノ  
中ニ唯、轉ガシテ置ク方ガ國家經濟ノ上ニ  
利益ダト思フ、サウシテ置ク方ガ國家經濟  
ノ上カラ云ヘバ、他ノ工業ノ上ニ妨害ヲ及  
ボサヌ利益ガアリマス、此製鐵業者ヲ保  
護スル爲ニ、或ル一部ノ製鐵業者ガ希望スル  
ヤウニ關稅ヲ引上ゲタリ色ニナ事ヲスレバ  
鐵ガ高クナル、高イ鐵ヲ使フ所ノ機械ハ  
高クナル、高イ機械ヲ使フ所ノ一般工業ナ  
ルモノハ、海外ニ向ッテ競争力ヲ弱メラレ  
ルコトハ經濟學者ヲ待タズシテ明カナ事デ  
アリマス、故ニ私ハ今日多クノ製鐵業者ガ、  
戰時好景氣ノ際中ニハ權利利得ヲ儲ケヤウ  
トシテ、而シテ色ニナ會社ヲ持ヘ、其後困  
ルト云ウテ今日ノ財政困難ノ中カラ、更ニ  
獎勵金ヲ受ケヤウト云フヤウナ、サウ云フ  
製鐵業者ノ獎勵金ヲ與ヘルヨリモ、獎勵金  
ダケ鐵ヲ買ッテ、公園ニ轉ガシテ置ク方ガ軍  
事ノ上ニモ差支ナク、一般工業ノ發達ヲ妨  
グズシテ、寧ろ國家ノ爲ニナルト思フノデア  
リマス、是等申上ダマシタ理由ニ依リマス  
テ、私ハ此二法案ニ向ッテ反對ノ意ヲ表ス  
ル者デアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 岩切重雄君  
(岩切重雄君登壇)  
○岩切重雄君 只今委員長ヨリ報告ニナリ  
マシタ製鐵所特別會計法案並ニ製鐵業獎勵  
法及其他ノ一件ニ對シマシテ、私ハ贊成ノ  
意思ヲ簡單ニ表示スル者デアリマス、只今  
武藤山治氏ヨリ製鐵所特別會計法案並ニ製  
鐵業獎勵法案ニ對シマシテ反對ノ御意思ガ  
表明サレタノデアリマスガ、私ハ本案ヲ贊  
成致シマスル立場ヨリ致シマシテ、簡單ニ  
只今御反對ノ點ニ對シテ贊成ノ意味ヲ表明  
シテ見タイト考ヘマス、先ツ吾々ガ一括致  
シマシテ製鐵業ニ關係ノアル此法案ヲ贊成  
スルニ至リマシタ理由ノ根據ハ、元々吾々  
ノ意見ト致シマシテハ、關稅法ト連絡ノア  
ル是等ノ法律案ヲ極メテ完全ナルモノデア  
ルトハ考ヘテ居ナイノデアリマス、吾々ノ  
根本ノ意見ハ自ら他ニ在ルノデアリマス、  
只今武藤君ノ御演說ノ趣旨トハ更ニ異タ  
ル意見デアリマスガ、吾々ハ鐵ノ根本的  
對策ヲ講ズル上ニ付テハ、寧ろ完全ナル關  
稅法ニ依ッテ之ヲ行フテ行クコトガ、ヨリ以  
上適切ナル問題デアルト云フコトヲ考ヘテ  
居ルノデアリマスケレドモ、偶印度トノ間  
ニ特殊ナル外交關係ヲ惹起シタ爲ニ、政府  
トシテハ改善ノ策トシテ是等ノ案ヲ提出サ  
レテ居ルノデアアル、其意見ヲ吾々モ此際妥  
當ナリト思ヒマシテ、將來ニ於テハ更ニ徹  
底セル所ノ製鐵國策ヲ考ヘルト云フコトヲ  
吾々ノ條件ノ心持ト致シマシテ、是等ノ案  
ニ贊成ヲ致シテ居ルノデアリマス、只今製  
鐵所法案ノ特別會計法ガ獨立會計トシテ從  
來ノ制度ヨリ改良ラレルト云フコトハ、之  
ヲ民間ノ會社ニ歸スレバ、總勘定ノ元帳カ  
ラ全然獨立スルモノデアッテ、即チ民間デア  
レバ責任ニ等シキ行爲モ起ッテ來ルト云  
フヤウナ御意見モアツタ、即チデアリマス、吾  
吾ハ他ノ豫算ノ項目ト異ナリマシテ、鐵ノ  
如キ民間ノ事業トシテ經營サルベキ所ノ性  
質ノモノガ、國家財政ノ豫算ノ中ニ編込マ  
レテアルト云フコトガ、即チ是等ノ不自然  
ト問題ヲ惹起シテ來ル基デアッテ、或ハ之  
ヲ一擲シテ民間ノ事業ニ移スト云フヤウナ  
方法ヲ執ルナラバ、只今ノ武藤君ノヤウナ  
御心配モ無イノデアリナイコト思ヒマスガ、  
併ナガラ少クトモ現在ノ狀況トシテハ、政  
府ノ特別會計法トシテ此製鐵事業ト云フモ  
ノヲ維持シナケレバナラナイ以上ハ、他ノ  
法理論ハ別トシテ、已ムヲ得ザル是ガ道行  
キデハナイカト思フノデアリマス、寧ろ私  
共ハ一般會計ノ連鎖ガアリマシテ、其爲ニ  
一般會計ヨリ製鐵所ニ多額ノ金ガ繰入レラ  
レルト云フコトガ寧ろ宜シクナイノデアッ

テ、願クバ製鐵所ガ獨立ノ會計ヲ維持シ得ル程度ニ發達シテ、一面ニハ民間ヲ指導致シテ、獨立ニヤテ行ケルヤウナ時期ノ來ランコトヲ希望シ、又サウ云フ時期ニ達スレバ鐵業ノ民間ニモ之ヲ移サレベキ所ノ道程ニモナルト云フコトヲ豫テ考ヘテ居ルノデアリマス、即チ製鐵所ハ從來損失ガ非常ニ多ク、ナラバアルケレドモ、明治四十五六年以來、大正八九年ノ好況時代ニ際シテ、今日デハ先程御話モアリマシタ如ク、製鐵所トシテハ相當ナ利益ヲ舉ゲマシテ、今日デハ獨立ノ徑路ヲ迪ルコトガ出來ル状態ニナツテ來タノデアリマス、然ラバ吾々ハ寧ン此際多少ノ立法上ノ疑問ハアリトシマシテモ、改善ノ途デアル實際政治ノ立場カシ、製鐵所ト云フモノヲ獨立會計ニ移シテ、政府ノ原案ヲ認ムルト云フコトガ此際適當デアルト信ジマシタガ故ニ、吾々ハ之ニ賛成ノ意ヲ表シタノデアリマス(拍手)第二ノ製鐵業法ノ獎勵ニ對スル御反對ハ、劈頭私ガ申上ゲマシタヤウナ理由ニ依リテ、吾々ト雖モ此案ヲ最善ノ案トハ思フテ居ナイ、吾々ハ近ク開議サルベキ所ノ關稅常設委員會ニ於テ更ニ審議致シマシテ、此問題ハ適當ニ解決ヲ付ケタイト云フコトハ、先般關稅法會議場ニ上程サレマシタ際ニ、吾々ハ希望條件トシテ之ヲ置イテ次第デアリマス、是等ト最モ密接ナル關係ノアル即チ關稅ニ於テハ、鋼鐵ニ對スル關稅ヲ以テ保護ヲ與ヘ、鐵業ニ對シテハ此際獎勵法案ト云フ別途ノ方法ニ依リテ之ヲ獎勵シテ行クト云フ、此政府ノ精神ヲ此際認メマシテ、完全ナル解決ハ將來ニ殘シテ、此際之ニ吾々ハ賛成ヲ致シテ居ル次第デアリマス、勿論只今ノ製鐵業ガ自ラノ失敗ヲ改メテ努力ヲ爲スト云フコトニ求メズシテ、徒ニ政府ノ保護ニ依リテ彼等ヲ指導スルト云フコトハ宜シクナイト云フヤウナ御意見ハ、私モ極メテ賛成デアリマス、成ベク民間ノ事業ハ獨立サシテ、政府ノ力ヲ恃ンデ仕事ヲスルト云フヤウナコトハ、産業開發ノ上カラ極メテ宜シクナイ問題デアルト考ヘマシタガ、只今世界ノ狀況カラ考ヘマシテ、鐵ノ生産

費ト云フ問題カラ考ヘマシテモ、到ル之ヲ相當ニ保護スルコトナクシテハ、内地ノ鐵業ト云フモノハ發達スル見込ハナイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、根本ニ於テ斯ノ如キ製鐵業ハ起ラナクテモ宜シイ、外國ノ安イ品物ヲ以テ内地ハ之ヲ補充スベシト云フ議論ハ、自ラ別途ノ問題デアリマスケレドモ、鐵ヲ保護シテ製鐵産業ヲ内地ニ起スト云フコトヲ眼目トスル以上ハ、ドウシテモ此程度ノ獎勵、或ハ是レ以上ノ保護ヲ以テ、暫ク我ガ製鐵業上云フモノノ指導發達ヲ促スヨリ外ニ途ハナイト思フノデアリマス、亞米利加ノ如キモ非常ナ重キ所ノ保護ヲ一時與ヘテ、漸次ソレヲ低下シテ、遂ニハ無稅ノ域ニマデ指導シテ、今日デハ鐵ノ國策ト云フモノガ立テ居ル、私ハ寧ロ日本ノ製鐵業モ今少シク徹底セザレバ、或ハ三年五年ノ後ニハ、無稅ノ域ニマデ導イテ行ク保護獎勵法ガ、政府ニ願ヒタイト思フ位デアルノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、特別會計ハ吾々ハ此際免ニ角已ムヲ得ザルモノトシテ之ヲ認メマス、製鐵業獎勵法ハ完全ナル問題デハナイケレドモ、改善ノ案トシテ其全キハ將來ニ之ヲ求メテ、此際贊成シタイト云フノガ吾々ノ意見デアリマス、以上簡單ニ贊成ノ理由ヲ述ベマシテ贊成ノ意ヲ表シマス

○副議長(小泉又次郎君) 討論ハ結局致シマシタ、三案ノ第一讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス、三案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者 起立)

○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリマス、仍テ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 三案ヲ一括シテ直ニ第二讀會ヲ開クカレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ該三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

製鐵業獎勵法改正法律案 第二讀會  
製鐵所特別會計法案 第二讀會  
大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件) 第二讀會

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガアリマセヌ、第二讀會ハ之ニテ終了致シマシタ

○作間耕逸君 直ニ其第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ該三案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

製鐵業獎勵法改正法律案 第三讀會  
製鐵所特別會計法案 第三讀會  
大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件) 第三讀會

○副議長(小泉又次郎君) 御發議ガアリマセヌ、三案共第二讀會決議ノ通り可決確定致シマシタ

○作間耕逸君 再ビ議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第二十二乃至第二十七ノ各案ノ繰上ゲテ逐次議題ト爲シ、各委員長ノ報告ヲ求メ、其第一讀會ヲ續クカレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シ、日程ハ變更セラレマシタ、先ヅ日程第二十二、都市計畫法中改正法律案ノ第一讀會ヲ續キヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長太田信治郎君

第二十二 都市計畫法中改正法律案 (政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一都市計畫法中改正法律案(政府提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

都市計畫法中改正  
法律案委員長  
太田信治郎

衆議院議長相谷義三殿

(太田信治郎君登壇)

○太田信治郎君 本案ハ都市計畫法中、稅制整理ノ結果ト致シマシテ、地方稅ニ於テ當然改正ヲ要スル爲メ、本案ガ提出セラレマシタ次第デアリマス、本案ノ要點ヲ極メテ簡單ニ申上ゲマス、營業稅改正ノ結果、營業稅ガ、營業收益稅ト改正シナリマシタ結果、此營業稅制ヲ營業收益稅制ト改メマス、更ニ營業收益稅法第十條ノ第二項ニ規定セラレマシタ所ノ資本利子稅ヲ、地方稅ニ於テ捺除シナイト云フコトニナリマシタノデ之ヲ明ニ致シマシタ、尙ホ本法ハ大正十五年度ヨリ直ニ施行セラレマスルコトデアリマス、營業稅廢止ノ法律案ニ於ケル所、此地方稅ニ於テハソレヲ從前ノ通り免稅ヲセラレナイデ、賦課セラル、ト云フコトニ決定致シタノデアリマス、更ニ特別地租稅ヲ設定致シマシタガ、是ハ御承知ノ如クニ地租ノ免稅點ヲ設ケラレマシタ其結果ト致シマシテ、地租制ノ改正ヲ致シマシタ次第デアリマス、即チ地租制ハ百分ノ十二(箇半)以內デアリマスモノヲ、北海道ニ在リマシテハ地價千分ノ四以內、府縣市町村ニ付テハ千分ノ五以內ニ特別稅課スル次第デアリマス、併ナガラ其賦課率ハ從前ノ當該年度ニ於ケル所ノ田畑ノ地租制ヲ超エザル範圍ニ於テ之ヲ賦課スルト云フコトニテ居リマス次第デアリマス、委員會ハ慎重審議ノ結果、政府原案ノ通り可決確定ヲ致シマシタ、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレんコトヲ望ミマス

(贊成)ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

都市計畫法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手起ル)、日程第二十三乃至第二十七八同一委員ニ付託致シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二十三、明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案、日程第二十四、大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案、日程第二十五、衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案、日程第二十六、北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案、日程第二十七、土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案ヲ一括シテ其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長原夫次郎君

第二十三 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案委員長 原 夫次郎

衆議院議長柏谷義三殿

第二十四 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案委員長 原 夫次郎

衆議院議長柏谷義三殿

第二十五 衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案委員長 原 夫次郎

衆議院議長柏谷義三殿

第二十六 北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案委員長 原 夫次郎

衆議院議長柏谷義三殿

第二十七 土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月二十日

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案委員長 原 夫次郎

衆議院議長柏谷義三殿

○原夫次郎君 只今上程セラレマシタル五案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス(「簡單」ト呼フ者アリ)此五案ハ何レモ郡長又ハ當時ノ制度ノ廢止ニ基クモノ、或ハ稅制整理ニ基クモノノ改正法律案デアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ事ノ重大ニ鑑ミ、極メテ慎重審議ヲ致シマシタガ、其結果何レモ原案ハ之ヲ可決スヘキモノデアラト云フコトニ決議ヲ致シタノデアリマス、此段御報告申上ゲマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 五案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間排逸君 五案ヲ一括シテ直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、何レモ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

第二讀會(確定議)

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案 第二讀會(確定議)

衆議院議員ノ選舉權ニ關スル法律案 第三讀會(確定議)

北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議長柏谷義三殿

衆議院議長柏谷義三殿

北海道會議員及府縣會議員ノ選舉權及被選舉權並市町村會議員ノ公民權ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 御發議ガアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ五案共、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○作間排逸君 三度議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第十六乃至第十九ノ各案ヲ繰上ゲテ、逐次議題ト爲シ、各、其第一讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第十六、大正十三年法律第十號中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——鈴置政府委員

第十六 大正十三年法律第十號中改正法律案(高等諸學校震災復舊諸費ニ關スル豫算ノ施行ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會

大正十三年法律第十號中改正法律案

第二項中「東京帝國大學特別會計」ヲ「帝國大學特別會計」ニ、並學校及圖書館特別會計」ヲ「官立大學特別會計」ノ資金中東京商科大学ノ用ニ供スル土地及建造物並學校及圖書館特別會計」ニ、及東京高等繡絲學校」ヲ「東京高等繡絲學校及東京外國語學校」ニ改ム

(政府委員鈴置倉次郎君登壇)

○鈴置倉次郎君 本案ハ表題ハ長ウゴザイマスガ、其内容ハ極メテ簡單明瞭デアリマス、大正十三年ノ法律第十號ハ、特別會計ノ特例ヲ設ケタノデアリマシテ、今回都市計畫ノ結果(「大聲」願ヒマス)ト呼フ者アリ、今回都市計畫ノ結果、東京商科大学並外國語學校ノ二校ガ、其敷地ノ一部ヲ都市計畫ノ用地ニ供セラレルコトニナリマシタ





於テ御許セラル、コトナク、當然ノ如クニ此豫備金ヲ支出ヲ致シタト云フ御辯明ハ、聊カ國民ニ對シテ不深切ナイカト考ヘルノデアリマス、是ハ必シモ政府ガ知ラテ爲シタ事デアリマセヌケレドモ、其原因及其事後ノ處分ヲ、此席ニ於テ明瞭ニ國民ノ前ニ述ベラル、ト云フコトハ、當然デアアルマイカト考ヘルノデアリマス、是ハ獨リ議事堂バカリデアアリマセヌ、或ハ九州大學ノ如キ、或ハ又京都大學ノ病院ノ燒ケタガ如キ、此官舎公舎ヲ燒イテ居ルノガ澤山アルノデアリマス、斯様ナ事ハ、御互ニ是ハ慎マナケレバナラヌコトデアリマスルガ、殊ニ公ノ建物ニ付テ、善後處分トシテ三百萬圓以上モ要スルガ如キ大ナル損害ヲ國民ニ及ボシテ居ルヤウナ事柄ハ、今後ニ於テハ宜シク相當ノ方法ヲ以テ、議場ニ辯明セラル、コトヲ私ハ希望スル次第デアリマス、要スルニ私ノ今申上ゲタルコトハ、豫備金外支出ニ於テハ、大藏省トシテハ餘程詳シニ議議ヲ加ヘテ居ラル、コトデアリマセウケレドモ、中ニハ或ハ外國ニ於テ行フ所ノ會議ナルガ故ニ、無意識ニ御通過ニナルノデアアルマイカト、斯ウ考ヘルノデアリマス、仍テ此點ニ付テ政府ノ御説明ヲ仰ギタイノデアリマス、向ホ其他ニモ色々御尋シタイ事ガ外務省所管等ニアリマスケレドモ、何レ委員等ニ付議セラル、場合ニ於キマシテ、同僚カラ聞イテ戴クコトニシマシテ、此重大ナル一國ノ財産ヲ烏有ニ歸シテ、其跡始末ノ爲ニ、第二豫備金及國庫剩餘金ヲ支出シテ、スラトト此處ニ一場ノ説明ヲセラル、ガ如キハ、宜シクナイト思ヒマスカラ、此點ニ付テ質問ヲ致ス次第デアリマス

○川原茂輔君 一寸發言ヲ御許シテ願ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○川原茂輔君 委員諸君ハ午後三時、外務大臣モ出席セラレマスカラ、第七委員室ニ御參集ヲ願ヒマス  
(政府委員三木武吉君登壇)  
○政府委員(三木武吉君) 只今石坂君カラ外國ニ於テ開カレマスル會議費ニ付テ、海外派遣ノ事柄ハ豫メ之ヲ豫知スルコトガ出來ルニ拘ラズ、豫備金ヲ以テ支出ヲズルコト云フコトハ穩當ナイト云フヤウナ御議論デゴザイマシタ、前以テ豫知ノ出來ル會議費ハ、大正十五年度ノ追加豫算ヲ御覽ニナシテモ御分リニナリマスルガ、努メテ追加豫算等ニ於テ要求ヲ致シテゴザイマス、今問題ニナリマシタ御話ニアッタ會議費ハ、實際其當時ニ於テ議會開會中承知スルコトガ出來ナカッタ、會議ノアルコトハ分ッテ居リマシタガ、ソレガ何時會議ガアルト云フコトガ、ハッキリ分ッテ居リマセヌド、已ムヲ得ズ御承諾ヲ求メナケレバナラヌヤウナ仕儀ニナラヌデゴザイマス、御議論ハ十分承知致シテ居リマス、努メテ左様ニ取計テ居リマス、ソレカラ災害費ノコトニ付テ御話ガゴザイマシタガ、此議院ノ火災、或ハ九州大學ノ火災ト云フヤウナコトニ付テハ、政府ニ於キマシテモ非常ニ遺憾ニ存ジテ居リマス、唯、今日是等ノ火災ノ原因ニ付テ、的確ナル所ヲ承知ヲ致スコトガ出來マセヌド、或ハソレガ裁判事件トナリ、或ハ政府自身ニ於テ調査ヲシテ、未ダ其結論ヲ得テ居リマセヌカラ、遺憾ナガラ詳細ノ御報告ヲ申上ゲルコトガ出來ナイノデアリマス、併シ御話ノゴザイマスマデモナク、十分ニ注意ヲ致シ、出來得ル限リ迅速ニ原因ヲ調査シテ、適當ナル方法ヲ講ズル考デゴザイマス、ソレカラモウツ文部省ノ所管ニ關スルコトノ御話ガアッタヤウデゴザイマスガ、私共ノ方デ十分聽取ルコトガ出來マセヌデシタガ、文部省ノ御方デ御聽取ガアッタナラバ、御答辯願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ  
○作間耕逸君 議事ノ都合ニ依リ此場合一時休憩セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ暫時休憩致シマス  
午後二時五十分休憩  
午後四時五十分開議  
○副議長(小泉又次郎君) 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キマス  
○作間耕逸君 新二議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ日程第二十及第二十一ノ兩案ヲ此際特ニ繰上ゲテ議題トナシ、當該委員長ノ報告ヲ求メ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス  
〔贊成ト呼フ者アリ〕  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ハナイト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタリト日程第二十、勞働爭議調停法案、第二十一、治安警察法中改正法律案ヲ一括シテ第一讀會ヲ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、——森田茂君

○川原茂輔君 一寸發言ヲ御許シテ願ヒマス  
○副議長(小泉又次郎君) 川原君  
○川原茂輔君 海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案ニ對シテ、午後三時ヨリ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、御許シテ願ヒマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○政府委員(鈴置倉次郎君) 私人モ能ク聽取レマセナダガ、恐ラクハ是ハ爲替相場ノ變動ノ爲ニ、増額ノ已ムナキニ至ッタクコトデアラウト存ジマス、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ申上ゲマスガ、多分其事デアラウト考ヘテ居リマス  
○石坂豊一君 只今文部省政務次官カラノ御説明デゴザイマスガ、私ノ質問ト全然違フノデゴザイマス、本員ノ質問致シマシタノハ、只今三木政府委員ヨリ大體御説明ニナリマシタコトデ略、了承致シマシタガ、文部省ニ質問致シマシタコトハ、大正十四年十二月十五日ノ國庫剩餘金ノ五千圓ヲ支出シテアルノデアリマス、其支出ハ國際理化學協會總會參列費アルノデアリマス、然ルニ此經費ヲ要スルノハ、大正十五年四月デアル、無論大正十五年ノ年度ニ入ッテカラノ事デアリマスカラ、當議會ニ其經費ヲ要求シテ可ナリト信ズルノデアリマス、ソレヲ議會開會ノ詔書ヲ發布ニナッタ後ニ、剩餘金ヲ出サレテ居ルノハ如何ナル譯デアるか、サウシテ又大正十五年度分ノ經費ガ、豫算ノ下ノ科目ニ入ッテ居ルノカ、本員ノ調査ニ於テハ是ハ分ラナイノデアリマス、仍テ是ハ文部省所管ノ政府委員ニ御尋シタノデアル、實ハ本日モ文部省ノ政府委員ノ室ヘ行キマシテ、會計課長ヲ訪ネテ質問致サウト思ヒマシタケレドモ、居ラレナカッタカラ此處デ質問ヲ致シタ次第デアリマス、此席デ御答辯ガ出來マセヌケレバ、後ノ機會デ宜シウゴザイマス  
(政府委員鈴置倉次郎君登壇)  
○政府委員(鈴置倉次郎君) ソレハ四月カラ開會致シマスルノデアリマスカラ、其出發ハ年度内ニ出發シナケレバナラヌト云フ關係カラ起ッタクト、考ヘテ居リマス、尚ホ詳細ハ委員會デ申上ゲマス  
○副議長(小泉又次郎君) 日程第十九、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○作間耕逸君 本件ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

衆議院議長粕谷義三殿  
勞働爭議調停法案(政府提出)  
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通過修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也  
大正十五年三月十七日  
勞働爭議調停法案委員長  
森田 茂

外ノ「三改メ、」當事者ヲ勸誘シ、其ノ争議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動」ニ改ム

第二十一 治安警察法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一治安警察法中改正法律案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年三月十七日

治安警察法中改正法律案(政府提出)委員長 森田 茂

衆議院議長粕谷義三殿 (森田茂君登壇)

○森田茂君 只今上程サレマシタル勞働争議調停法案並ニ治安警察法中改正法律案ニ付キマシテ、委員會ノ經過並ニ結果ヲ頗ル簡單ニ御報告致シタイト思フノデアリマス、委員會ハ數回ニ互リマシテ慎重審議致シマシテ、先ツ勞働争議調停法案ニ關シテ、數箇ノ重要ナル質問應答ガアリマシタガ、只今申上ゲマスル通り、今茲ニ改メテ之ヲ御紹介致シマスルヨリハ、却テ委員會ノ速記録ニ就テ御覽ヲ願ヒマスル方ガ便宜ト思ヒマスルノデハ略シマス、此調停法案ニ付キマシテハ、原夫次郎君ヨリ修正ノ提出ガアリマス、即チ同法ノ第十九條中ニ「現ニ其ノ争議ニ關係ナキ者ハ」トアル中ノ「關係ナキ者」ナル文字ヲ削除致シマシテ、其代リニ「關係アル使用者及勞働者並ニ其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者」此數文字ヲ挿入スルコト、ソレカラ「次ニ左ニ掲クル目的ヲ以テ當事者ヲ勸誘スルコトヲ得ス」トアル中ノ「當事者」ナル文字ヲ削除致シマシテ其代リニ「其ノ争議ニ關係アル使用者又ハ勞働者」ナル文字ヲ挿入致シ、次ニ「勸誘スルコトヲ得ス」トアル、此「勸誘」ナル文字ヲ削除致シマシテ、其代リト致シテ「誘惑若ハ煽動」ナル文字ヲ挿入スル、斯ウ云フコトニ修正案ガ出タノデアリマス、此修正ノ

理由ニ付キマシテハ、唯、原案ノ意義ヲ明ニスルト云フ精神ヨリ致シマスモノデアリマス、政府ニ於キマシテモ、別ニ此用語ノ修正、或ハ文字ヲ挿入ト云フコトニ付テハ異議ガナイト云フ意思ヲ明ニ致サレマシテ之ヲ多數ヲ以テ可決シタノデアリマス、サウシテ其他ノ案ニ付キマシテハ、矢張原案ガ可決セラレタコトデアリマス、ソレカラ次ニ治安警察法中ノ改正案ニ付キマシテ、少シノ質問ハアリマシタケレドモ、此案ニ付キマシテハ結局一人ノ反對者モナクシテ、原案ガ可決セラレタ始末デアリマス、尙ホ一言申上ゲテ置キマスガ、吾々ニ委託セラレマシタルノハ此案ノ外ニ、此案ニ多少關係ヲ持テ居リマスル勞働組合法案デアリマス、所ガ是ハ審議未了デアリマス、併シ審議未了デアリマシテモ、勞働争議調停法ト之ヲ分離シテ審議致シマスコトガ出來ル、即チ勞働組合法ハ未了デアリマシテモ、争議調停法ハ政府ノ審議ヲ進メルコトガ出來ル、斯ウ云フ政府ノ考、又吾々ノ意見トシテ斯様ナ結果ヲ得タノデアリマス、此事ヲ併セテ御報告ヲ致シテ置キマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對スル質疑ノ通告ガアリマス——井上孝哉君

(井上孝哉君登壇)

○井上孝哉君 此機會ニ於キマシテ内務大臣ニ質問ヲ試ミマス、勞働組合法ハ勞働争議調停法案並ニ治安警察法中改正案、此案ガ鼎足ヲ成シマシテ、今回慎重ニ審議ヲセラレマシタ結果、其中ニ最モ重キヲ置イテ論議セブレマシタ所ノ勞働組合法案ガ落伍ヲ致シマシテ、茲ニ鼎ノ一本ノ足ガ故障ヲ生ジタノデアリマス、此組合法案ヲ取殘サレタ他ノ二案ガ、幸ニ當院ニ於テ通過致シマシテモ、貴族院ニ於テ鼎ノ輕重ヲ問ハレルコトデアラウト思ハレマス、殊ニ二月七日ニ本院ニ提出シタリマシテ以來、今日マデ實ニ四十餘日ヲ費シテ研究シタ問題ガ、於テハ四十餘日ヲ費シテ研究シタ問題ガ、貴族院ハ殘スニ僅ニ數日ヲ以テシテ居ルノデアリマス、實ニ貴族院ニ向テハ至難ナ事ヲ要求スルヤウナ實際ニ陥テ來タノデ

アリマス、組合法案ヲ除キマシタ他ノ二案即チ聊カ片輪ノ形ニナク、一案ガ、貴族院ノ今日非常ニ議案ノ輻輳シテ居ル場合ニ送付セラレマシテ、果シテ圓滿ナル審議ヲ得ベキモノデアルカ、惟フニ貴族院諸公ガ八面六臂アリト雖モ、圓滿ニ是ガ審議ヲ爲スコトハムゾカシカラウト私ハ考ヘマスガ、内務大臣ノ御所見ヲ伺フノデアリマス、勞働争議調停法案ト勞働組合法案トノ關係ニ付キマシテハ、私ハ最初カラ或ル疑問ヲ持テ居リマシタ、然ルニ組合法案ガ取殘サレ得ナイノデアリマス、即チ政府ニ於テモ、又資本家ニ於テモ、憂フル所ハ勞働争議ノ頻發デアアル、此勞働争議ヲ如何ニシテ取締ランカトスルカ、最モ政府ノ苦慮セラレル所デアラウト思フノデアリマス、之ニ依テ勞働争議調停法ナルモノヲ速ニ制定シタイト云フノガ政府ノ本旨デアリハシマセスカ、隨テ勞働組合法案ハ御附合ニ出テ居ルダケデアツテ、實ニ從タルモノデアアル、斯ウ考ヘラレルノデアリマス、隨テ政府ガ如何ニ勞働組合法案ノ必要並ニ其效能ヲ力説セラレマシテモ、吾々ノ頭ニ反感ヲ來スコトガ頗ル薄イヤウニ感ゼザルヲ得ナカトデアリマス、其必要ノ因ノ見ユルノハ、實ニ勞働争議調停法案デアリマシテ、恰モ清盛ノ衣ノ下ノ鎧ノ如ク見ユルノガ、實ニ此勞働争議調停法案デアリマシテ、政府ハ本員ノ考ノルガ如ク勞働争議調停法カ必要デアリノデ、勞働組合法ハ餘リ必要デナイト云フノデアリマセウカ、是ガ更ニ御等シクイ要點デアリマス、勞働争議ニ付テハ政府ハ非常ニ御心配ニナシテ居ルヤウデアリマセウカ、本員ノ考デハ左程御心配ニナラナクテモ、是ハ資本家ト勞働者ノ間ニ利益ノ分配ノ調節ヲ圖ルベキガ相當ナ順序デアツテ、勞働運動ノ自然ノ進歩ト見テ然ルベキデアリマスカラ、決シテ多ク憂フル必要ハナイト思フノデアリマス、彼ノ日比谷騒動ノ如キ、或ハ米騒動ノ如キモノトハ類ヲ異ニシテ居ルカラ、心配モ餘リ多ク要セザルノハ又當然ノ歸結デアラウト思ヒマス、而モ

勞働争議ニ於キマシテハ、少シ不景氣ニナレバ是ハ直ニ止シデシマフ、又景氣ノ好イ時ニ資本家ガ大ナル利益ヲ壟斷スル場合、此場合ニ勞働争議ノ起ルハ是ハ又自然ノコトデアツテ、是ガ適當ナ解決ヲ促シツ、自然ニ勞働運動ノ進歩ヲ見ルノデアリマスカラ、此點モ非常ニ好景氣ノ時ニ勞働運動ノ起ルコトハ、必ズシモ之ヲ避ケル必要ハナカラウト思ヒマス、之ニ反シテ小作争議ハ、政府ニ於テハ餘リ重キヲ置カレヌヤウニ吾々ハ感ズルノデアリマス、吾々ノ思フ所デハ、小作争議ガ實ニ憂フベキ國家ノ深憂デアラウト思フノデアリマス、實ニ此小作争議ニ因ルノデアツテ、而モ組織ノ未續的ナ大ナル紛議争ト云フモノガ、常ニ小作争議ニ伴フノデアリマス、是ガ爲ニハ良風美俗ガ破壊セラレテ、地方ハ現在ノ狀態ヲ根柢カラ覆ヘサレントシツ、アルノデアリマス、然ルニ政府ハ都會ニ於ケル勞働争議ニ多クノ注意ヲ拂ハレテ、農村ニ於ケル小作争議ニ對シテハ心ヲ用キラレルコトガ、甚ダ薄キニ失シテ居ルマイカト思フノデアリマス(拍手)即チ此農村ノ問題ニ付テ政府ガ非常ニ冷淡ニアルカノ如ク見ユルコトノ實例ト致シマシテ、數日前本黨ノ前田君ガ商工大臣ト質問應答ノ場合ニ、商工大臣ノ答辯ノ中ニ、農村振興ヲ無視シテ居ルノデハナイ、斯ウ云フ御言葉ガアリマシタガ、片言隻語ヲ捉ヘル譯デハナイガ、併ナガラ苟モ農村振興ヲ無視スル譯デハナイト云フ言葉ノ裏ニハ、農村振興ニハ重キヲ置カナイト云フ意味ガアルモノト見テモ差支ナイモノト思フノデアリマス(ノウ)(拍手)要スルニ政府ハ小作争議ニ對シテ都市ノ問題ト大ニ取扱振ヲ異ニシテ、心配ヲ致サレナイト云フコトヲ本員ハ甚ダ惜ム者デアリマス、政府ノ御所見ガ承リタイノデアリマス、勞働運動ハ漸次穩健ニナリマシテ、今日デハ資本主義制度ヲ破壊シヤウトカ、或ハ又階級闘争ノ變革ヲ促サウトカ、左様ナ勞働運動ハ殆ド見ザル程ニ穩健ニナツテ來タノデアリマス、是ハ恐ラクハ「ソウイェ」

ト「社會主義共和國聯邦ノ失敗ノ教訓ヲ與ヘタル所ノ結果デアアルカト考ヘマス、彼ノ露西亞「ソウイェット」共和國ガ、労働者ガ大ナル革命ヲ起シテ資本主義制度ヲ粉碎シテ、已等ノ幸福ト自由トヲ得ヤウトシタ、然ルニ彼等ノ期待ハ全然背馳シテ、今日「ソウイェット」共和國ニ何等ノ自由、何等ノ幸福ガナク、而モ言論、出版、集會、結社ノ如キモ名ハ自由デアリマスルガ、其實ハ極端ナル壓制ヲ受ケテ、何等ノ自由ヲ認メナイ、一度國民議會ニ於テ一言デモ政府ニ反對ノ言議ヲ爲スナラバ、其人ノ社會ニ於ケル存在ハ全ク無クナリシマフ、單リ其人ノ榮譽ガナクデアリ、其人ノ身分ガナクデアリ、空ク其人ノ骨モ灰モ何モ殘ラズ世ノ中カラ全ク消滅シテシマフト云フ暴政ガ現ニ行ハレテ居ル、ソレ程自由ト云フモノハ寸毫モナイ状態ニアル、斯ノ如キ状態デアッテ、隨テ露西亞ガ已等ハカリ其状態ニ在ルコトヲ避ケントシテ、隣邦ヲ已ニ主義——己ノ共產主義ニ引付ケントシテ大ニ煩悶ヲ致シテ居ル、此状態ニ鑑ミル所ガアッテ、各國ノ労働運動ト云フモノハ非常ニ穩健ニナリタモノト思フ(發言スル者多シ)暫ク御聽キナサイ、アナタ方ノ方ニハ社會主義ノ宣傳ヲ爲サル者ガアルカラ、私ハ此労働問題ヲ機會トシテ亦化防止ノ宣傳ヲモ致シタイト思フデアリマス(拍手)總理大臣ハ泣イテ馬説ヲ斬ルノ英斷ノナカクコトハ惜ムベキデアリマスルガ、併ナガラ中野代議士ノ言議ヲ否定セラレタノ明ガアッテデアリマス、内務大臣トシテ露西亞ノ現状ニ對シテ、我が労働者ガ如何ナル感想ヲ持テ居ルカ、即チ我が労働者ハ彼ノ露西亞共產主義ノ亦化宣傳ニ決シテ感ハサレル者デナイト云フコトヲ御感想ニナリ、御明察ガアリト私ハ考ヘルノデアリマスルガ、シテ見レバ我國ノ労働運動ニ付テ餘リ多ク御心配ヲ爲サレナイデモ宜カラウ、同時ニ又社會ノ實情ニ應ゼザルヤウナ労働爭議調停法ヲ、一刻ヲ争フテ御作リニナル必要モナイデアリマス、是ガ御尊申シタイ一ツノ點デアリマス、治安警察法ノ第

十七條及第三十條ガ撤廢ニナル、治安警察法ノ第十七條ハ其第一項ニ於キマシテ労働爭議ノ取締ノ規定デアリマス、第二項ハ小作爭議ノ取締ノ規定デアアル、而シテ此度労働爭議調停法ガ出來テ、其第十九條ニ於テ治安警察法ノ第十七條ノ第一項ヲ繼承スベキ規定ガ出來タ、然ルニ小作爭議ノ取締規定デアアルベキモノハ全ク抹消スルノデアリマス、此點ニ於キマシテモ政府ハ労働爭議ニハ重キヲ置イテ、小作爭議ニハ何等顧ミラレナイト云フ形ガ此ニ現ハレルノデアリマス(拍手)政府ニ於キマシテハ或ハ御說明ノ中ニハ、治安警察法ノ第十七條ト労働爭議調停法ノ第十九條トハ、何等關係ハ無イト往々ニシテ強辯アラセラレマスルガ、是ハ天下萬人一人トシテ此御說明ニ首肯承服スルモノハナイノデアリマス(拍手)更ニ労働組合ガ今日落伍シマシマス、其取扱ガ如何ニナルカハ此議院決マシマス、政府ハ之ニ對シテ如何ナル御希望ヲ持テ居ラハ、カ、是ハ吾々ガ労働爭議調停法ノ可否ヲ決スル場合ニ於テ、最モ重要ナル關係ガアルニ依リテ更ニ御尋シナクテレバナナイ、抑、政府ハ法律ヲ種々御出シニナルガ、其法律案ノ結果ヲ收メラル、ニ付テ御盡力ガ足リナイノデアリカト思ハレルノデアリマス、ト云フノハ幾多ノ法律案ガドク、出テ來マスルガ、ソレガ中ニ進行シナイ、是ハ政府ガ與黨ヲ鞭撻セラル、ノガマダ足リナイノデアリカト思フノデアリマス、貴族院ニ對シテ政府ガ力ヲ盡サルルセメテ半分デモ、衆議院ニ力ヲ御盡シニナルナラバ、或ハ是等ノ法案ガズン、進行スルノデアリカト思フノデアリマス、組合法案ハ生レナカラニシテ非常ナ不評判デアッテ、近來政府ノ御計畫ハ往々ニシテ不評判ナルモノガ多イガ、併シ最近最モ不評判ナノハ郡役所廢止問題デアル、其郡役所廢止問題ヨリ更ニ不評判ナノハ此労働組合法案デアリマス、是ガ不評判ナノハ、其内容ガ甚ダ貧弱デアアル爲ニ不評判デアルコトハ勿論デアリマス、併ナガラ長岡君ニハ御氣ノ毒デアリマスガ、兎ニ角社會局ノ私案

ト云フモノト、此政府ガ提出セラレタ案ト甚シク懸隔アルト云フコトガ、是ガ不評判ノ起ル原因ノ一ツデアリマス(拍手)内務大臣ハ往々御說明ニナリテ居ルノハ、政府ガ法律案ヲ提出スルノニハ其間ニ種々ナル階梯ガアル、或ハ法律案モ出來ヤウ、ソレヲ又修正モシヤウ、色モナ審議ヲシテ結局提案シタモノガ本當ノモノデアルカラ、其前ノモノハドシナモノデアルカラ、論議スル必要ハナイト仰シヤル、御說明ハ尤モデアリガ、吾々ハ承服スルコトハ出來ヌ、抑、昨年ノ秋ニ於キマシテ、内務省ノ社會局ノ私案ガ出來タ時ニ、世間ニ向ヒ、並ニ各政黨ノ本部ニ於テ立派ニ御說明ニナリテ居ル、ソレハ此社會局ノ私案ハ、現在ノ労働組合ノ現狀ヲ其轉移シタモノデアアル、即チ労働組合ノ今日ノ行動、並ニ政府ガソレヲ認許シテ居ル範圍、ソレヲ其轉移シタノガ社會局ノ私案デアアルト説明セラレタノデアリマス、然ルニ其說明セラレテ現狀デアルト云フ其労働組合ノ状態ト違フ違フ此提案ヲ見ルニ至リテハ、即チ社會ノ今日要求スル所ノ現狀ト甚シク違フ退歩シタモノガ、政府ノ提出セラレタ組合法案デアルト云フコトニナルノデアリマス、是ガ爲ニ世間ニモ不評判デアレバ、此議會ニ於テモ容易ニ此案ノ審議ノ進行ヲセザル原因デアルノデアリマス、尙ホ一ツ憲政會ニハ御氣ニ入ラヌカ知レマセヌガ、憲政會ガ豫テ野黨デアッテ時ニ作ラレタル所ノ労働組合法案トハ、雲泥ノ差ガアルノデアリマス(拍手)内務大臣ハ會テ御答辯ノ中ニ斯ウ云フコトヲ仰シヤタ、去年ノ議會ノ時ニ労働法案ヲ出シタカッタノデアアルガ、併ナガラ三派内閣デアッテモノダカラ、異議ガアッテ提出ガ出來ナンダト仰シヤタガ、是ハ御尤ノ事デアアル、然ラバ御尊申マスガ、此労働組合法案ノ今度ノ御提案ノ時ニハ、憲政會ノ單獨内閣デアッテ、何等之ヲ掣肘スルモノ、拘束スルモノハナカッタノデアリマス、シテ見レバ前ノ野黨時代ノ労働組合法案ト雲泥ノ差ガアルモノヲ何故御出シニナッタカト云フコトガ、是ハ疑問デアリマス、此時ニ於テ内

務大臣ノ御說明ヲ伺ヒマス、労働者ノ保護ヲスル目的デアアルガ、併シ經濟界ニ不利ヲ招イデハナラヌカラ、斯ノ如ク作ラタト云フ說明デアアル、然ラバ御尊申スガ、野黨時代ニ御主張ニナリタノハ、經濟界ノ不利ニハ構ハナクテ考ヘタノデアアル、無責任ノ案ヲ作ラタノデアアルト仰シヤルノデアリマスカ(關係ガナイカラヨセト云フ説ガアルト呼フ者アリ)關係ガアルノデス、更ニ政府當局ハ斯ウ云フ御答辯ヲ附加ヘラレタ、時ガ違フ、事情ガ違フト、本員ノ思フノニハ事情ハ違ハナイ、憲政會ガ野黨ノ時、即チ大正十年デアリマス、大正十年ニ提案セラレタ案ト云フモノハ、決シテ今日ト此労働運動ニ付テハ事情ハ違ハナイ、其當時モ既ニ財界ハ非常ナル反動ヲ受ケテ、悲況ニ陥リテ、苦悶シテ居ル場合、今日モ同ジ悲況ニ陥リテ居ル場合、何等其間ノ徑庭ハナイノデス、時ガ違フト云フコトヲ云ハ、去年ト今年ト違フハ當リ前、今月ト来月ト違フガ、時ガ違フト云フコトヲ以テ政治家ノ言議ガ二三ニナルヤウナコト、或ハ政黨ノ主張ガ二三ニナルヤウナコトデアリマス、國民ハ何ニ依リテ政黨ノ主張ヲ信賴シ、政治家ノ言議ヲ信賴スルコトガ出來ルノデアリマスカ(拍手)私ハ斯ノ如キ不條理ナ、不合理ノ労働組合法案デアルカラ、衆議院ニ於テ如何ニ之ヲ惱ンデモ、惱マレテモ仕様ガナイト云フコトニ總理大臣ハ最早御覺悟ガ付キ、御請メガ出來タノデアリマスルカ、是モ明瞭ニ御答ガ願ヒタイト思ヒマス

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)  
○國務大臣(若槻禮次郎君) 井上君ノ御質問ハ労働爭議調停法案治安警察法ノ一部改正案、並ニ労働組合法案ガ三者鼎立シテ居ラタノニ組合法案ガ落伍シタノデアアルガ、其場合ニ他ノ二案ガ能ク貴族院ニ於テ議了セラル、ト思フヤ否ヤト云フ御趣意ノヤウデアリマス、私ハ労働組合法案ガ落伍シタトハ思ウテ居ラナイノデアリマス、唯、衆議院ニ於テ御審議ノ御都合上、先ヅ以テ労働爭議調停法案ト、治安警察法中ノ改正案ガ

先ニ議了ニナラテ、今組合法ハ御審議中デア  
 ルト思フ居ルノデアリマス、私ハ衆議院  
 ニ於テ必ズ御可決アルモノト固ク信ジテ居  
 ルノデアリマス、衆議院ニ於テ長イ間掛  
 タ此法律案ガ、貴族院ニ於ケル審査期間ガ  
 短イヤウデアアルガ、ソレ尙ホ審査シ得ラ  
 ル、ノデアラウカ、是ハ貴族院ニ於ケル審  
 査ノ時間ノ短イノハ、私モ洵ニ遺憾ニ思フ  
 ノデアリマス、併シ法案自體ガ、今日ノ場  
 合ニ洵ニ大切ノ法案デアリマス故ニ、貴族  
 院ニ於テモ、其審査ノ上ニ一段ト勵精セラレ  
 テ、必ズ可決ヲ見ルコト、信ジテ居ルノデ  
 アリマス、假定ノ問題トシテ、組合法ガ若  
 シ通過セヌ場合ニ、労働争議調停法並ニ治  
 安警察法ノ改正案ノミガ通過スルト云フコ  
 トデハ、何等カ連絡ノアルモノ、一部ガ無  
 クナラテ、施行上差支ヲ見ルカノ如キ語氣  
 ヲ以テ御質問ニナリマシタガ、私ハ三案共  
 當議會ニ可決セラル、モノト確信ヲシ  
 テ居リ、ソレヲ切ニ望ム者デアリマスガ、  
 假ニソレガ調停法ト治安警察法ノミガ成立  
 致シマシテモ、是ハ其儘十分働キ得ル法  
 律デアアルデアリマス、又政府ハ是ノミガ  
 通過サセヤウト思フテ、本當ハ此ニ目的ガ  
 アツクデアアルガ、ソレヲ飾ルニ労働組  
 合法ヲ以テシテ、案ヲ出シタケレドモ、組  
 合法ノ通過ニハ不熱心デアラ、實際ハ此  
 争議ヲ調停法案ヲ成立セシメルノガ眞意デ  
 アツタラウト云フヤウナ御質問デアリマスガ、  
 左様ナコトハ全然ナイノデアリマス、ノミ  
 ナラズ井上君ノ御解釋、御意見ニ依ルト云  
 フト、労働争議調停法案ナルモノハ、勞  
 働者ノ利益ニ反スル法律ト御覽ニナラテ居  
 リハセヌカト思フノデアリマス、若シソレ  
 デアルナラバ、私共トハ大ニ意見ガ違フノ  
 デアリマス、労働争議ノ調停法ノ最モ目的  
 トスル所ハ、公衆ノ利益ヲ擁護スルニ在ル  
 ノデアリマス、資本家ト労働者ガ争フスル爲  
 ニ、其争ノ結果ガ兩者ノ間ニ止ラテ居  
 レバ宜シイケレドモ、ソレガ爲ニ第三者タ  
 ル一般ハ、非常ナ迷惑ヲスル、其問題ニ  
 付テダケハ是非調停法ヲ成立セシメテ、一  
 般ノ公衆ノ利益ヲ擁護シヤウト云フノガ、

調停法ノ最モ大ナル目的デアリマス(拍手)  
 併ナガラソレト共ニ争議ノ起ラタ場合ニ、調  
 停委員會ニ於テ適切ナル考案ヲ立テ、成  
 ベク速ニ争議ヲ治メテシマフト云フ事柄ハ、  
 是ハ矢張資本家ニモ利益デアリマセウカ、  
 同時ニ労働者ノ爲ニモ利益デアアルデアリ  
 マス、ソレデアリマスカラ、労働争議調停  
 法ナルモノハ決シテ資本家タケノ利益デハ  
 ナイ、労働者ノ爲ニモ利益ニナルノデアリ  
 マス、而シテ最モ公衆ノ利益ヲ擁護スル法  
 律デアリマス、故ニ是ハ組合法ガ成立スル  
 ト否トニ拘ラズ、是非速ニ成立セシメタイ  
 モノデアリマス、而シテ公衆ノ利益ヲ擁護  
 スルガ爲ノコトヲ考ヘラレタナラバ、當院  
 ニ於テモ貴族院ニ於テモ、私ハ必ズ之ヲ可  
 決セラシム、コトヲ信ジテ疑ハザル者デアリ  
 マス、ソレト共ニ組合法ハ、決シテ私ハ之  
 ヲ第二ノ必要ノモノトハ思ヒマセヌ、今日  
 ハ組合法ハ最モ大切ナル時デアラト思ヒマ  
 ス、故ニ是モ亦當院ニ於テ可決ヲセラシ  
 貴族院ニ於テモ可決セラル、モノト私ハ固  
 ク信ジテ居ルノデアリマス、第二ノ御質問  
 ハ、政府ハ労働争議ノコトニハ重キヲ置イ  
 テ居ルガ、小作争議ニハ重キヲ置カヌヤウ  
 デアルト云フヤウナ御質問デアリマス、是  
 ハ政府ノ考トハ大ニ異ナル御觀察デアリ  
 マス、政府ハ労働争議ノアルコトモ、洵ニ  
 是ハ困タ事デアリマシテ、成ベク労働争  
 議ノナイコトヲ望ミマスと同様ニ、小作争  
 議ノナイコトヲ切ニ祈テ居ルモノデアリ  
 マス、而シテ労働争議ガ起ラナラバ、成  
 ベク速ニ之ヲ解決セシメンコトヲ希望スル  
 ト同ジ程度ニ於テ、小作争議ガ起リマシタ  
 ナラバ、成ベク之ヲ速ニ解決セシメタイノ  
 ノデアリマス、是ガ爲ニハ今日マデニ、既  
 ニ小作争議ニ付テハ、小作争議調停法ナル  
 モノガ成立シテ居ルノデアリマス、尙ホ政  
 府ハ小作争議ノ起ラントスル場合ニ於テハ、  
 成ベク争議ノ起ラヌヤウニスルガ爲ニ、斡旋  
 調停ヲ致シテ居ルコトハ御承知ノ通りデア  
 リマス、ソレデアリマスカラ、小作争議  
 ニ付テ政府ガ心配ヲシテ居リマスカラ、  
 ハ、労働争議ニ付テ心配ヲシテ居ルコ

ト、全ク異ナル所ナイト云フコトヲ、  
 茲ニ申上ダテ置キタイノデアリマス、憲政  
 會ガ會テ労働組合法案ヲ提出シタ、今回  
 提出シタ法律案ニハ是ト異ナル部分ガア  
 ル、如何サマ前ニ提出シタ法案トハ異タ  
 ル箇所モアルノデアリマス、併シ大體ニ於  
 テ労働者ノ地位ヲ確立セシメテ、労働条件  
 ノ改善ヲ圖ルニ於テハ、集團ノ力ヲ以テ其  
 主張ヲ貫徹セシメルコトノ便宜ヲ與ヘテヤ  
 ナケレバナラヌト云フ精神ハ、憲政會ガ法  
 律案ヲ提出シタ時カラ、一貫シテ今日マデ  
 來テ居ルノデアリマス(拍手)其間法案ヲ  
 審査スル毎ニ、其中ノ或ル箇條ニ向テハ  
 十分ナル攻究ヲシテ、聊カ之ヲ改メテ居ル  
 モノハアリマタスレドモ、十臺ニ於テハ一  
 貫シテ労働者ノ状態ヲ改善シヤウト云フ精  
 神デアアルノデアリマス(拍手)此點ニ於テハ、  
 憲政會平生ノ主張ガ現ハレテ、今回ノ政府  
 案トナツタコト、御承知ヲ願ヒタイノデア  
 リマス

○副議長(小泉又次郎君) 井上孝哉君  
 ○井上孝哉君 簡單デアリマスカラ當席カ  
 カラ御許シテ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○井上孝哉君 只今ノ御答辯ノ二點ニ於テ  
 私ハ諒解ガ出來マセヌカラ、重ネテ御尋  
 タイト思ヒマス

〔頭ガ惡イノダ〕ト呼ヒ其他發言スル  
 者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○井上孝哉君(續) 小作争議ニ付テモ心ヲ  
 用キテ居ル、現ニ小作争議調停法ガアルデ  
 ハナイカト云フ御説明デアリマシタガ、小  
 作争議調停法ト仰シヤッタノハ、小作調停  
 法ノコト、心得マス、隨テ小作調停法ニハ、  
 其争議ノ起ラヌノヲドウ云フ風ニ之ヲ仲  
 裁スルト云フノガ法ノ趣意デアアル、例ヘバ  
 労働争議調停法ニ於ケルガ如キ、即チ第十  
 九條——新シイ法案ノ第十九條ニ於ケル如  
 キ争議其モノヲ止メヤウトカ、取締ラウト  
 カト云フコトハ、小作調停法ニハ無イノデ  
 アリマス、デアリマスカラ小作争議調停法  
 ハ内務大臣ノ御考ニナルノトハマルデ反對

デ、アレガ出來マシタ爲ニ、偶、小作争議ヲ  
 誘發スルコトガ頗ル多イヤウニ考ヘルノデ  
 アリマス(拍手)「ノウ」勿論農林大臣ガ  
 豫テ熱心ニ御説明ノアツタ如キ效力モ無論  
 アリマス——アリマスカ、ソレハ調停法ナ  
 ルモノガ死文デハナイ、空支デハナイ、或  
 働キガアルダケデアラテ、争議ヲ止メサセ  
 ヤウト云フノデハナイ、其點ニ於キマシテ  
 ハ却テ争議ヲ誘發スルト云フ方ガ當テ居  
 ルカト思フ位ノモノデアリマス、其他此度  
 ノ労働争議調停法トハマルデ性質ヲ異ニシ  
 テ居ル所ノ法律デアアルコトハ、内務大臣モ  
 御認メニナラナケレバナラヌコト、思ヒ  
 ス、尙ホ一ツハ憲政會野黨時代ノ法律案ト今  
 般ノ法律案ト、骨子ニ於テ違ヒハナイト仰  
 シヤルガ、此方頗ル強辯デアアルト思フノ  
 アリマス(拍手)例ヘバ團體交渉權、  
 ノ方ガ非常ニ制限サレテ居ル、又團體交渉權、  
 労働協約ニ於キマシテモ、此前ハ御認メニ  
 ナラテ今度ハ御認メニナラテ居ラヌノデアリ  
 マス、其他營業權ニ於キマシテモ、此前ニ  
 於テハ十分ニ認メラレテ、此度ハ認メラレ  
 テ居ラヌ、斯ノ如ク僅カナ法文中ノ骨子  
 ト云フモノハ悉ク除カレテ居ル、此ハ雲泥  
 霄壤ノ差アルモノデアリマシテ、決シテ大  
 臣ノ強辯ニ對シテ左様デゴザイマスルカト、  
 引下ガル譯ニハ行カナイノデアリマス(拍  
 手)

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 小作争議調停  
 法ト申シマシタノハ、如何サマ小作調停法  
 ノコトデアリマス、是ハ井上君ノ仰シヤ  
 タ通りデアリマス、而シテ小作調停法ト  
 労働争議調停法トハ、兩者トモ問題ヲ速ニ  
 解決セシメヤウト云フ精神ハ同ジデアリマ  
 スケレドモ、事柄自體ハ全ク違ラテ居ル方  
 面カラ規定サレテ居ルノデアリマス、其點  
 モ私ハ認メルノデアリマス、小作調停法ハ  
 之ニ依テ和解ヲシタト同様ニ、モウ判決  
 ト同様ノ效力ヲ有スルノデアアル、労働争議  
 ノ調停法ノ委員會ノ決定ハ左様ナカハ無イ  
 ノデアリマス、之ニ從フト否トハ全ク當事  
 者ノ任意デアアルノデアリマス、其差異ハ確

ニアリマス——差異ハアリマスケレドモ、兩者共ニ起テ争議ヲ成ベク速ニ解決セシメヤウト云フ精神ダケハ同様デアリノデアリマスカラ、ソレ故ニ小作調停法ガ一方ニハ出来テ居ル、今度ハ労働争議ノ調停法ヲ作ラントスルノデアリマス、斯ウ申上ダテデアリマス、ソレカラ憲政會ガ當テ提出シテ法律案ト今回ノ法律案ト、規定ノ一部ニハ違ヒノアルコトハ私モ認メテ居ルノデアリマス、其點ハ井上君ノ指摘セラレル通りデアリマス、唯一貫シテ存シテ居ル所ノモノハ労働者ノ労働條件ヲ改善セシメルガ爲ニ、團體ノ力ニ依ラシメヤウト云フ精神デアアル、斯ウ申上ダテデアリマス(拍手)

〔安藤正純君登壇〕

○安藤正純君 私人労働争議調停法案ニ付キマシテ、此問題ハ重要法案デアリマスルカラ、相當ノ時間ヲ費シテ討論ヲ致サナケレバナライノデアリマスルガ、偶、井上君ノ只今ノ質問ガ、私ノ討論ヲセリトスル所ト符合シタ點モゴザイマスシ、且又會期切迫ノ今日重要點モ議論ヲ續タアル際デアリマスルカラ、カメテ簡單ニ致ス積リデアリマス(賛成)「二三分テ願ヒマス」(精々十分)「下呼フ者アリ」私ハ政府ガ我國現在ノ労働状態ニ鑑ミマシテ、今期議會ニ於キマシテ労働組合法並ニ労働争議調停法ヲ提出致サレマシタ所ノ其精神ニ付テハ、茲ニ敬意ヲ表スルノデアリマス、既ニ我黨ニ於キマシテモ、我國將來ノ産業ノ發展ト云フ立場カテ見マシテ、又労働者保護ト云フ立場カラモ見マシテ、之ヲ必要トシテ既ニ政策ノ一端ニ掲ゲタノデゴザイマス、併ナガラ今回政府ガ提案ヲサレマシタ所ノ此兩案ニ付キマシテ、數回ノ委員會ヲ經テ質問應答ヲ致シマシタ結果ハ、洵ニ兩案共ニ内容ノ不徹底デアルト云フコトヲ突留メマシテ、洵ニ遺憾デアアルガ之ニ賛成スルコトガ出来ナイト云フ結果ニ到達ヲ致シタノデアリマス

(拍手)但シ労働組合法ノ方ハ、同ジ委員會デ質問ハズト前ニ終了ヲ致シテ居ナガラ、何故カ今日マデ——現在今日モ委員會ガアツタニ拘ラズ、組合法ノ討論ヲ致サナケレバ採決モ致シテ居リマセヌ、隨テ本日私ガ此處デ簡單ニ述ベルコトハ争議調停法ダケノコトデゴザイマス、調停法ニ反對ヲ致シマスル所ノ第一ノ理由ハ、本案ノ制定ガ未だ顛倒ヲシテ居ルト云フ點デゴザイマス、若シ労働争議調停法ヲ制定スルト云フノナラバ、モット労働立法トシテハ根本的ノ性質ヲ帯ビテ居ル所ノ、労働組合法ト云フモノヲ先ヅ拵ヘテシマツテ、其上デ起ル所ノ勞資間ノ争議ノ調停ヲスル調停法ヲ制定スルト云フコトガ、立法ノ順序デモアレバ、又ソレガ即チ實際上公平ナ事デハナイカト思フノデアリマス(拍手)現ニ憲政會ガ第四十四議會、四十五議會、四十六議會ト此三議會ニ續ケマシテ、組合法ハ提案ヲシテ居リマスガ、争議調停法ト云フモノハ今日マデ提案ヲシテ居ラナイト云フコトハ、如何ニ争議調停法ヨリハ組合法ノ方ガ先キデアツテ、根本デアルト云フコトヲ憲政會ノ諸君自ラ御認メニナツテ居ルコトデアラウト思フ(拍手)今回政府ガ組合法ト調停法ト同時ニ提出ヲ致シマシタノモ、亦此所以ニ基クモノデナクテハナラナイノデアリマス、然ルニ委員會ハ只今井上君ノ質問ニモアリマシタガ、私ハ是ハ重要ナ事デアリカラスシテ、本末顛倒ト云フ點ニ於テ今少シク詳シク述ベテ置カナケレバナライノデアリマス、委員會ハ二月ノ十日ニ第一回ヲ開イタノデア

ル、サウシテ二月二十五日マデハ其儘延ビテ居タ、二週間ノ間其儘延ビテ居タノデアリマス、ソレハ何故延ビシタカト云ハ、バ、組合法ガ後トカラ提案ニナルカラ、後トカラ提案ニナル所ノ組合法ト、前ニ出タル所ノ調停法トガ、之ヲ一絡ニシテ審査スル必要ガアルト云フコトヲ延バシタノデアリマス、即チ此兩案ハ分離ハ出来ナイト云フ意味ガ自カラ籠テ居タノデアラウト思フ、(拍手)「ノウ」ソレハ此席デ森田君ガ委員長トシテ只今御反對ニナツテ居ラレマス

ルガ、貴方ガ第一回ノ委員會ノ時ニ於キマシテ、ソレカラ労働組合法モ出ルヤウデアリマシテ、サウ云フ事情モアリマスカラ暫ク此會ヲ休會致シマセウト云フコトヲ、委員長タル貴方ガ宣告ヲシテ居ル(拍手)吾々モ其旨ヲ諒承シテ、二週間ノ間休シタ、然ルニ此第一回ノ委員會ハ、ソレデアリマスカラ委員長、理事ノ互選ダツテ、質問ニ入ラナイテ二週間ズト其儘來タト云フコトハ、自カラ組合法、調停法、及治警改正案ト云フ此三案ハ一括ニシテ、自カラ不可分ト云フ關係ガ此中ニ籠テ居ルト云フモノデハナイカト思フ(拍手)其中ニ此労働組合法ガ提案ニナリマシテ、二月ノ二十五日ニ第二回ヲ開イタ、連續開會ヲシテ、質問ハ三月ノ三日ニ済ンデ居リマス、質問終了ニナツテカラ、又一週間委員會ハ休會トナツタ、私共ハ此間ニ於キマシテ委員長及與黨ノ理事ニ二回交渉ヲシタコトハゴザイマシタガ、如何ナル譯カ、質問終了シテ又二週間休シテ、本月ノ十七日マデ休會トナツテ居タノデアリマス、而モ此十七日ニ開キマシテ、愈シ討論決定ト云フ場合ニ臨ンデ、與黨ノ委員ハ突如ト云フ二案ダツテ後ニシテ調停法ト治警改正案ト此兩案ダツテノ討論決定ヲシタイト云フ發議ヲナサツタノデアアル、私共ハ其理由ノ無イコトヲ言ヒマシテ、之ニ反對ヲ致シテ、三案一括ヲ主張シタノデアアル、多數ノ爲ニ遂ニ此兩案ノミトナツテ、大切ナル中心ノ組合法ノ決定ト云フモノガ、今日マデ尙ホ延ビテ居ルデアリマス(拍手)尙ホ本日茲ニ争議調停法ト治警改正案ハ上程サレテ、私ハ之ニ對シテ當時組合法ノ質問ハ二週間ト云フケレドモ、今日ニナレバ三週間モ前ニ——二週間前ニ済ンデ居ル、ソレデアアルカラソレヲ待テ、一絡ニ本會議ニ上程ヲシタラ宜カラウト云フコトヲ言ヒマシタケレドモ、遂ニ聽カレナイデ、此兩案ノミガ今日茲ニ上程ヲサレルト云フコトニナツタノヲ、私ハ何故ニ組合法ヲ後ニシテ、此兩案ダツテラドウシテモ先ニ片付ケテシマハナケレバナラヌカト云フ所ノ、政府及與黨ノ心事ヲ了解ス

ルニ苦ムノデアアル(拍手)要スルニ政府及憲政會ノ眞意ハ、都合ノ好イ所ノ調停法ダツテ成立サシテ、成ベク肝腎ナ組合法ハ審議未了トシテ、握リ潰シニシヤウト云フ御考デアラウト思フ(拍手)會期ノ餘ス所僅ニ三日デアリマセヌカ、縱シ本日ニ或ハ明日ニ委員會ヲ開イテ、組合法ガ直ニ此本會議ニ掛タトシテ、ソレガ貴族院ニ廻テドウナルカ、貴族院ハ斯ル重要ナル法案ニ對シマシテ、左様ナ杜撰ナル所ノ審議ハ致サナカラウト思フ、結局組合法ト云フモノハ握リ潰シノ運命ニ遭フノデアツテ、其握リ潰シノ運命コソ、政府ガ望ンデ居ル所デアラウト思フノデアリマス(拍手)更ニ私ハ斯ウ觀測スル、政府ハ組合法ヲ提出シテ労働階級ノ歡心ヲ買ヒ、進歩シタル所ノ國民ノ輿論ニ迎合ヲ致シマシテ、徒ニ人氣ダケヲ博シテ、實際ハ審議未了トシテ其通過ヲシナイ責任ヲ議會ニ轉嫁セントスル魂膽デアラウト思フノデアリマス(拍手)是ハ本末顛倒ノ點ニ付テ申上ダテ、更ニ少シク御迷惑デアリマスガ、内容ニ入レテ二三點申上ダタイ、第二ハ只今井上君ガ一寸述ベラレマシタガ、第十九條ノ點デアリマス、是ハ資本家ト労働者トヲ對立致シマシテ、労働争議ノ調停ニ掛トシテ、十五日間ハ資本家ノ方ハ作業場ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止スルト云フコトヲ勸誘スルコトハナラヌ、労働者ニ向テハ此十五日ノ間ニ於テ、「ストライキ」ヲ他カラ勸誘シテハナラヌト、斯ウ云フガ即チ第十九條ナシデアアル、資本家労働者對立シテアリマスルカラ、大變公平ナヤウデアリマスルガ、實ハ是ハ公平デハナイ、何トナレバ今日ノ資本家ト云フモノハ、假令ソレガ株式會社デアツテモ、合資會社デアリマシテモ、其經營ハ即チ單一デアアル、労働者ノ方ハ多數ノ労働團體カ寄テ、而シテ之ニ當テ居ルノデアリマスカラ、要スルニ單一ニ資本家ニ對スル多數ノ労働者ト云フ關係ニナルノデアリマス、若シ將來資本家ガ或ハ「シンヂケート」若クハ「カルニール」ガ組織セラレタト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、成程此第十九條ト



發展トカ、或ハ失業保險トカ、若クハ自由  
労働者ニ對スル方針ト云フヤウナコトヲ御  
考ニナリマシテ、労働者ノ保護立法ニカ  
盡スコトガ必要デハナイカ、政府ハ是等ニ  
向テテ未ダ一モ着手シテ居リマセヌ、  
今回組合ヲ幸ニ御出カト云ヘバ、保護法  
ハ根本法デアアル、又何方カト云ヘバ、保護  
法デアアル、然ルニ同ジニ出シテ此保護法  
アリ根本法デアアル組合ノ方ハ、何トカ理  
窟ヲ附ケテ引張テ、此會議中引張り通シ  
テ握リ潰シテシマツテハ、抑壓の仲裁法  
此會議調停法ノミヲ成立セシメテハ、寧  
ノ政府ノ此不深切、不誠意ナル態度ハ、寧  
口私ハ陋劣トシテ之ヲ唾棄セザルヲ得ナイ  
ノデアアル(拍手)斯ノ如キ譯デアリマスルカ  
ラ、私ハ此治安警察法第十七條ノ撤廢ニ付  
キマシテハ、深ク誠意ヲ以テ大賛成ヲ表ス  
ルト共ニ、治安警察法ニ「爭議調停法」ニ向  
ヒ、モトテ慎重ナル審査ヲ遂ゲテハ、十分勞  
働者ノ爲ニナルヤウニ、又資本家ノ爲ニモ  
ナルヤウニ、國家産業ノ状態ニ顧ミテ、慎  
重ニ此法案ヲ出直シテ拵ヘ直サンコトヲ主  
張スル意味ニ於キマシテ、此爭議調停法ニ  
ハ反對ヲスルコトヲ茲ニ一言スル所以デゴ  
ザイマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 藏園三四郎君

○藏園三四郎君登壇

○藏園三四郎君 私人委員長ノ報告ニ賛成  
ヲスル者デアリマス、即チ治安警察法第十  
七條ノ撤廢並ニ爭議調停法原案ニ賛成ヲス  
ル者デアアル、唯、十九條ニ多少ノ修正ヲ施  
シテ之ヲ賛成スル者デアリマス、只今安藤  
君ヨリ大分御意見ヲ承リマシテ、初メテ私共  
ハ政友會諸君ガ調停法ニ反對ヲセラレル理  
由ヲ承ルコトヲ得マシタ次第デアリマス、  
成程仰セノ如クニ勞働組合法ト労働爭議調  
停法トハ、實ニ其關係ガ深イノデアリマス、  
併ナガラ決シテ密接ニシテ不可分ノモノデ  
ハナイノデアリマス、(ヒヤ)私共モ初  
メ此議場ニ爭議調停法ヲ提出セラレマシ  
タ時ニ、労働組合法ヲ出サナイト云フコト  
ハ甚ダ其當ヲ得ナイモノデアアル、即チ調停  
法ハ手續法ニシテ組合ハ母法デアアル、此  
母法ヲ提出フセズシテ手續法ヲ調停法ヲ  
先キニスルコト云フコトハ、只今安藤君ノ言  
ハレタ如クニ本末ヲ顛倒スルモノデアリナ  
カト云フコトヲ思ウタノデアリマス、然ル  
ニ愈、此組合法ヲ提出ヲサレマシテ、之ヲ點

檢致シマスルト云フト、全ク母法ノ關係ヲ  
持タナイモノデアアル、茲ニ爭議調停法ノ爭  
議ナルモノハ、即チ組合員若クハ労働組合  
及其組合員ノ爭議ニ關スル調停ノ方法デア  
リハセヌカト云フコトヲ考ヘテ居マシ、  
アル、然ルニ段々穿鑿ヲ致シマシテ、結果、  
假令労働組合員デアラウガ、又組合員外ノ  
者デアラウガ、第一條ノ事業ニ付テ爭議ヲ  
生ジタルトキニハ、悉ク之ヲ調停ニ付スル  
モノデアアルト云フコトヲ發見致シタ次第  
デアリマス、サウ致シテ見マスレバ、此爭議  
調停法ハ組合ノ手續法ニ非ズシテ、其連  
用ハ組合ノ發達ニ依テ運用ニ差ガアリマ  
スケレドモ、之ヲ行フコトニ於テハ何等ニ  
者ノ間ニ於テ不可分ノ關係ヲ有スルモノ  
ナイト云フコトヲ考フルコトガ出來タノ  
デアリマス、此ニ於キマシテ、私共ハ即チ此  
組合法ヲ制定スルニ先シテ、私共ハ即チ此  
爭議調停法ヲ制定スルニ先シテ不可ナシト云  
フコトヲ信スル者デアリマス(拍手)又假ニ是  
ガ母法關係デアアルト致シマシテモ、般鐵選  
カラズ、三派内閣ノ當時ニ於キマシテ、現  
ニ小作法制定ニ先シテ小作爭議調停法ヲ  
可決致シテ居ルシテアリマス、其小作爭議調  
停法ヲ提出致シマシタ者ハ、即チ三派内閣  
ノ當時、時ノ政友會總裁高橋農商務大臣ノ  
御提出デアタルデアアル、サウシテ此小作  
調停法——此小作爭議調停法ノ委員會ノ委  
員長ハ、同ジク政友會ノ能谷直太君デアリ  
マス、而シテ政友會ヲ代表シテ代表賛成演  
説ヲセラレタノハ、同ジク堀切善兵衛君デアリ  
マス、デスノ如クニ致シマシテ、先ツ此小  
作爭議調停法ト云フモノト小作法ト云フモ  
ノトハ、是コソ労働組合法ト労働爭議調停  
法トハ全ク異ナレ、本當ニ母子關係ヲ有ス  
ルモノデアアルノデアアル、然ルニモ拘ラズ其  
母法タル所ノ小作法ヲ後ニ廻シテ、而シテ  
制定セラレタ次第デアリマス(拍手)當時私  
共ハ唯一ノ在野黨ト致シマシテ、多少ノ意  
見ハ持テ居リマシタガ、然レドモ無キニ  
ハ優ルト云フコトデ之ニ御賛成申上ゲタ次  
第デアリマス、斯ノ如クニ致シマシテ、私  
共ニ労働組合法ト労働爭議調停法トハ關係  
ハ深イ因縁ヲ持テ居ルケレドモ、然レド  
モ是ハ獨立運用ヲスルコトノ出來ルモノデ  
アルカラシテ、二者ヲ分離シテ之ヲ制定ス  
ルコトハ敢テ差支ナイト云フコトヲ信スル

者デアリマス(拍手)又調停法ハ仲裁裁判ノ  
效力ヲ有セズシテ、單ニ調停デアレテ、而  
シテ其調停ナルモノニハ全ク何等ノ拘束力  
ヲ有セヌモノデアアル、斯ウニ云フ御非難  
ガアリマシタガ、私共モ一應斯ノ如キ御非難  
ヲ承ルコトガ出來ル、所ガ御承知ノ通りニ  
從來國民ノ間ニ一度紛議ガ起リマスレバ、  
之ヲ解決スルニハ必ズ國家ノ機關タル所ノ  
裁判所ニ依テ之ヲ解決スルト云フコトガ、  
即チ國民ノ法的要求デアアルノデアアル、然ル  
ニ——然ルニ輕近ニ於ケル所ノ世界ノ趨勢  
ハ如何デアアルカト申シマスレバ、此裁判所  
依テ、即チ杓子定規ノ法律ニ依テ、テ事ヲ解  
決スルヨリモ、寧ロ當事者相互ノ間ニ於テ  
之ヲ和解シ、之ヲ調停スルコトガ即チ今日  
國民ノ要求デアアルノデアリマス、即チ此要  
求ニ基イテ——調停法ト云フモノガ近時續  
續制定サレルノハ、即チ此趨勢ニ依ルモノ  
デアアルト云フコトハ、即チ此趨勢ニ依ルモノ  
デアアルト云フコトハ、十九條其他色モ  
藤君ハ此調停法ト大分——十九條其他色モ  
反對ノ御意見ヲ有セラレタノデアリマス  
ガ、私共モ固ヨリ此法案ガ完全無缺ナルモ  
ノトハ思ハヌノデアリマス、併ナガラ今日  
ノ程度ニ於テハ、之ニ賛成スルノ外ハナイ  
ト思ウテ居ル、此法文ニ於テ若シ不滿ノ點  
アリ、又反對ノ點ガアリマスルナラバ、宜  
シク政友會諸君ハ之ニ對シテ修正案ヲ御提  
出ニナシテ然ルベシト私ハ思フノデアアル(拍  
手)然ルニ政友會ニ於キマシテハ、之ニ對  
シテ修正案ヲ御提出ニナラヌノハ甚ダ其職  
責上如何カト思フノデアアル(拍手)假令修正  
案ヲ御提出ニナシテハ、トモ、自己ノ主  
張ニ邁進スルナラバ、仆ル、トモ男子ノ本  
懷デアリナカト思フ(拍手)、發言スル者多  
シ)向ホ十九條ニ付キマシテハ、只今安藤  
君モ御話ガアリマシタガ、成程此十九條ト  
云フモノハ、治安第十七條カラ此處ニ引越  
シテ來タモノデアアル、ソコ此十七條カラ  
引越シテ來タモノデアアル、大分其姿ヲ變ヘテ居  
ルノデアアル、此姿ヲ變ヘテ居ルコトガ即チ  
國民ガ此文字ニ氣ヲ許シテ、サウシテ引懸  
カル人ガ多イコトヲハ心配ヲ致シタノデア  
リマス、詰リ斯様ナ勸誘ト云フヤウナ最モ  
見好イ文字ヲ使フテ居リマス、此手ニ懸  
ウモ此關係者ト云フモノガ多ク此手ニ懸  
ルノデアアル、即チ犯罪率ガ擴大スル虞ガ  
アルノデアアル、ソコ私共ハ假令同ジ精  
神デアアルシテモ、元ノ其儘デアレバ之  
ニ寄付ク者ガ少クテ、犯罪ヲ防禦スル一ツ

ノ方法ニナルト云フノガ、第一此勸誘ヲ元  
ノ姿ノ即チ誘惑煽動ニ引直シタ次第デアリ  
マス、其外或ハ當事者トカ或ハ爭議ニ關係  
ナキ者トカ云フコトハ、要スルニ此修正案  
ノ如クニ修正致シマシタコトハ、此危險ヲ  
防禦シテサウシテ其犯罪率ヲ減少セシメ  
ガ爲ノ老婆深切ニ基クモノデアリマス、要  
スルニ立法者苦心ノ存スル所デアリマス、  
デ私共ハ要スルニ労働爭議ナルモノヲ最後  
ノ裁判ニ依ラズ、又自由ニ放任セズ、サウ  
シテ此社會上並ニ産業上ノ犧牲ヲ成ベク少  
ク致シタイト云フノガ、即チ之ニ賛成ヲ致  
シマス所以デアリマス(拍手)最後ニ治安警  
察法第十七條ノ撤廢ニ付テ一言ヲ致シテ置  
キマス、治安第十七條ト云フノハ、即チ御  
承知ノ通りニ労働團體及同盟罷工等ノ如キ  
モノニ對スル特別規定デアアルノデアアル、此  
特別規定ヲ獨リ此労働關係ニ於テ斯ル規定  
ヲ存置シテ置クコトハ甚ダ宜シクナイ、或  
ハ思想上ニ、或ハ政治上ニ大ナル惡化ヲ來  
ス之ガ本デアアルト云フノデ、即チ多年ノ懸  
案トシテ此撤廢ヲ致シマスル次第デアリマ  
ス、私ハ是ニ於テ一言申シテ置カナケレバ  
ナラヌハ、此十七條撤廢ニ付テ労働者側  
ハ有頂天ニナシテ、此撤廢ヲ喜ブ者ガアル  
カモ知レヌ、又一面ニ於テハ資本家側、或  
ハ其他ノ人ニ於キマシテハ、此撤廢ヲ非  
常ニ危シ、此撤廢ニ依テ今ニモ國家滅亡  
ノ端ヲ啓クモノデアアルト云フヤウナ心配ヲ  
スル人モアルノデアリマス、是ハ喜ブ者ノ  
罪及憂ル者ノ誤解デアアルト云フコトヲ私ハ  
一言シナケレバナラヌ、第十七條ノ撤廢ト  
云フノハ、洵ニ其文字ハ宜シイ、此十七條  
ノ中ニ籠テ居ル所ノ犯罪ガ悉ク此撤廢ニ  
依テ消滅シタルモノト解スルナラバ、ソハ  
解スル者ノ誤解デアリマス、即チ第十七條  
ノ中ニ籠テ居ルモノ、其一部分ハ即チ制  
裁法規ノ本家本元タル所ノ刑法ニ戻シテ行  
タノデアリマス、又其一部分ハ爭議調停法  
ノ第十九條ニ引越シタノデアリマス、其本  
家ニ戻タモノト、即チ十九條ノ「バラック」  
ノ中ニ引越シタモノト、此ニツテ除イタ所  
ノモノガ即チ自由解放ノ、天地ニアルノデ

者デアリマス(拍手)又調停法ハ仲裁裁判ノ  
效力ヲ有セズシテ、單ニ調停デアレテ、而  
シテ其調停ナルモノニハ全ク何等ノ拘束力  
ヲ有セヌモノデアアル、斯ウニ云フ御非難  
ガアリマシタガ、私共モ一應斯ノ如キ御非難  
ヲ承ルコトガ出來ル、所ガ御承知ノ通りニ  
從來國民ノ間ニ一度紛議ガ起リマスレバ、  
之ヲ解決スルニハ必ズ國家ノ機關タル所ノ  
裁判所ニ依テ之ヲ解決スルト云フコトガ、  
即チ國民ノ法的要求デアアルノデアアル、然ル  
ニ——然ルニ輕近ニ於ケル所ノ世界ノ趨勢  
ハ如何デアアルカト申シマスレバ、此裁判所  
依テ、即チ杓子定規ノ法律ニ依テ、テ事ヲ解  
決スルヨリモ、寧ロ當事者相互ノ間ニ於テ  
之ヲ和解シ、之ヲ調停スルコトガ即チ今日  
國民ノ要求デアアルノデアリマス、即チ此要  
求ニ基イテ——調停法ト云フモノガ近時續  
續制定サレルノハ、即チ此趨勢ニ依ルモノ  
デアアルト云フコトハ、即チ此趨勢ニ依ルモノ  
デアアルト云フコトハ、十九條其他色モ  
藤君ハ此調停法ト大分——十九條其他色モ  
反對ノ御意見ヲ有セラレタノデアリマス  
ガ、私共モ固ヨリ此法案ガ完全無缺ナルモ  
ノトハ思ハヌノデアリマス、併ナガラ今日  
ノ程度ニ於テハ、之ニ賛成スルノ外ハナイ  
ト思ウテ居ル、此法文ニ於テ若シ不滿ノ點  
アリ、又反對ノ點ガアリマスルナラバ、宜  
シク政友會諸君ハ之ニ對シテ修正案ヲ御提  
出ニナシテ然ルベシト私ハ思フノデアアル(拍  
手)然ルニ政友會ニ於キマシテハ、之ニ對  
シテ修正案ヲ御提出ニナラヌノハ甚ダ其職  
責上如何カト思フノデアアル(拍手)假令修正  
案ヲ御提出ニナシテハ、トモ、自己ノ主  
張ニ邁進スルナラバ、仆ル、トモ男子ノ本  
懷デアリナカト思フ(拍手)、發言スル者多  
シ)向ホ十九條ニ付キマシテハ、只今安藤  
君モ御話ガアリマシタガ、成程此十九條ト  
云フモノハ、治安第十七條カラ此處ニ引越  
シテ來タモノデアアル、ソコ此十七條カラ  
引越シテ來タモノデアアル、大分其姿ヲ變ヘテ居  
ルノデアアル、此姿ヲ變ヘテ居ルコトガ即チ  
國民ガ此文字ニ氣ヲ許シテ、サウシテ引懸  
カル人ガ多イコトヲハ心配ヲ致シタノデア  
リマス、詰リ斯様ナ勸誘ト云フヤウナ最モ  
見好イ文字ヲ使フテ居リマス、此手ニ懸  
ウモ此關係者ト云フモノガ多ク此手ニ懸  
ルノデアアル、即チ犯罪率ガ擴大スル虞ガ  
アルノデアアル、ソコ私共ハ假令同ジ精  
神デアアルシテモ、元ノ其儘デアレバ之  
ニ寄付ク者ガ少クテ、犯罪ヲ防禦スル一ツ

アリマス、ソコデ此刑法ニ戻テ行ク所ノモノハ何カト云ヘバ、即チ十七條中ノ暴行脅迫、及び此公然ノ誹毀、此モノダケガ元ノ刑法ノ方ニ戻テ行クアリマス、ソレカラ誘惑、煽動ノホシノ一部分タル所ノモノガ第十九條ニ引越シテ行ク次第デアリマス、斯ウ云フ次第デゴザイマスカラ、第十七條撤廢ニ付キマシテハ悲喜交ミゴザイマスケレドモ、何レモ是ハ刑法ニ行クモノハ、固ヨリ是ハ勞働問題デアラウガ、其他ノモノデアラウガ、國民一般同一法律ノ下ニ服従スベキモノナリト云フ意味デ行クノデアリマス、即チ第十七條ニ於テ、斯ル規定ヲ特別ニ勞働者ノ爲ニ設ケ置ク必要ガナイト云フノ原則ニ返ラト云フマデノコトデアリマス、斯ウ云フ次第デアリマシテ、第十七條撤廢ニ付キマシテハ多年ノ要求デアリマシタガ、今本期議會ニ於テ之ヲ撤廢致シマスルコトハ、洵ニ勞働運動史上ニ於ケル特筆大書スベキコトデアリ、又本期議會ニ於ケル所ノ功勞アルト思フノデアリマス(拍手)私共ハ極ク簡單ニ委員長ノ報告通リ賛成ヲ致ス次第デアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、先ツ勞働爭議調停法案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤ御諮リ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕  
○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリマス、仍テ二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、直ニ第二讀會ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ニ供シマス

勞働爭議調停法案 第二讀會

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガナイヤウデアリマス、是ニテ二讀會ハ終リマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕  
○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリマス、仍テ直ニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

勞働爭議調停法案 第三讀會

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 採決致シマス、本案ハ第二讀會議決、即チ委員長報告ニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕  
○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリマス、仍テ本案ハ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)次ニ治安警察法中改正法律案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤ御諮リヲ致シマス

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)是ニテ延會ヲ致シマス

午後六時三十八分散會

治安警察法中改正法律案 第二讀會(確定議)